

文部科学省委託事業
学校安全総合支援事業（学校安全の推進に関する調査研究）
～学校安全計画に係る取組状況調査結果の分析～

報 告 書

令和6年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

第1章 調査研究概要	1
1. 調査研究主旨	3
2. 調査研究内容	3
(1) 調査内容	3
(2) 調査実施フロー	4
3. 調査研究結果概要	5
(1) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析	5
(2) 第3次学校安全推進計画の推進に向けた方策	6
第2章 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析	7
1. 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析	9
(1) 調査概要	9
(2) 集計・分析結果	9
2. 学校安全に係る取組事例調査及び取組事例集の作成	17
(1) 調査概要	17
(2) プレヒアリング調査－大阪教育大学学校安全推進センター長 藤田大輔氏	19
(3) 学校園及び学校設置者に対するヒアリング調査結果	22
3. 学校安全計画に係る大学等養成機関への調査	25
(1) 調査概要	25
(2) プレヒアリング調査結果	27
(3) アンケート調査結果	29
第3章 第3次学校安全推進計画の推進に向けた方策	53
1. 第3次学校安全推進計画の点検	55
(1) 主旨	55
(2) 現行計画における課題と本検討における留意事項	55
(3) PDCAサイクルの構築に向けた改善の方策	59
(4) 計画体系の見直し	60
2. 第3次学校安全推進計画の主要指標の点検	63
(1) 主旨	63
(2) 点検結果	63
3. 次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点	67
参考資料	69
●有識者会議の運営支援	71
●学校安全計画に係る大学等養成機関への調査 アンケート調査票	73
●学校安全の推進に向けた取組事例集	78

第 1 章 調査研究概要

1. 調査研究主旨

学校安全の推進に向けては、各学校の学校安全への取組内容や意識の乖離、各学校が作成する計画・マニュアルによる取組等の実効性等に課題があることを受け、令和4年3月25日に「第3次学校安全の推進に関する計画」（以下「第3次計画」という。）が閣議決定された。

本調査研究では、第3次計画の推進に向け、貴省及び都道府県・市区町村教育委員会、学校の学校安全に関する課題や今後の取り組むべき方向性を明らかにするため、令和4年度に貴省が実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査」（以下「取組状況調査」という。）を分析するとともに、都道府県・市区町村教育委員会、学校の取組事例を整理し、学校安全の推進に向けた、学校等の取組実施の後押しとなることを目指す。

2. 調査研究内容

（1）調査内容

本調査研究では、次の調査研究を実施する

① 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

1) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

文部科学省において実施した「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）」の集計・分析を行った。

2) 学校安全に係る取組事例調査及び取組事例集の作成

S P S指標を満たす学校園やその他学校安全の確保に向けた特徴的な取組を行う事例について、その概要や工夫点、課題を把握することを目的として、大阪教育大学学校安全推進センターへのプレヒアリング、学校園または学校設置者に対するヒアリング調査を実施した。

3) 学校安全計画に係る大学等養成機関への調査

第3次学校安全推進計画における学校安全に関する組織的な取組のうち、「教員養成における学校安全の学修の充実」において定められている主要指標に関連するデータを取得することを目的として、日本教育大学協会に対する事前ヒアリング及び教職課程を有する大学に対するアンケート調査を実施した。

② 第3次学校安全推進計画の推進に向けた方策

1) 第3次学校安全推進計画の点検

第3次学校安全推進計画を体系的に整理し、課題を整理した。

2) 第3次学校安全推進計画の主要指標の点検

計画の内容及び主要指標等について点検を行い、課題を整理した。

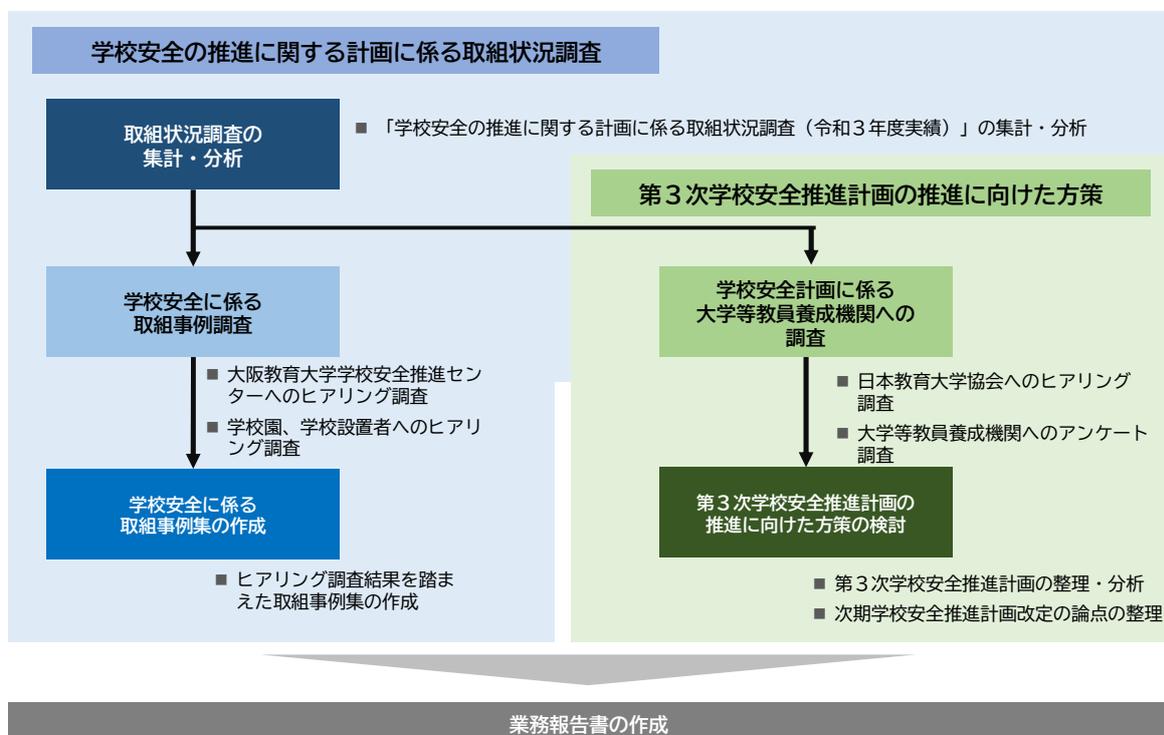
3) 次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点

1) の整理を踏まえ、次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点を整理した。

(2) 調査実施フロー

調査フローは次のとおり。

図表 1-1 調査フロー



3. 調査研究結果概要

各調査研究結果の概略は次のとおり。

(1) 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

① 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

- 学校経営に学校安全を明確に位置付けている学校は96.9%、学校評価において「学校安全」に関する項目を取り扱っている学校は87.9%であった。
- 学校安全計画を策定している学校の割合は97.9%であり、前回の96.3%に比べ1.6ポイント上昇した。
- 教職員を対象とした校内研修を実施した学校の割合は94.0%であり、前回の91.3%に比べ2.7ポイント上昇した。
- 危機管理マニュアルの作成状況について、作成している学校の割合は99.1%であり、前回の97.0%に比べ2.1ポイント上昇した。また、見直しを行った学校の割合は92.7%であり、前回の92.2%から0.5ポイント上昇した。
- 3領域に関する児童生徒への安全教育は進んでいるが、指導する側の教職員に対する校内研修の割合は児童生徒への安全教育の実施割合を下回る。児童生徒だけでなく、教職員側のリテラシー向上にも目を向ける必要がある。
- SNSや性犯罪、性被害防止に関しては、安全教育、校内研修ともに十分とはいえない。刑法改正に伴う不同意性交罪や面会要求罪（グルーミング罪）の成立や日本版DBSに係る議論、児童生徒性暴力等防止法の施行など、子供を取り巻く特に重要な社会課題の一つであり、今後より一層の取組推進が求められる。

② 学校安全に係る取組事例調査及び取組事例集の作成

- ヒアリング調査は令和5年8月～令和6年1月にかけて実施し、11の学校園と2つの学校設置者に対面またはオンラインヒアリングを行った。
- ヒアリング調査結果は取組事例集として取りまとめ、その取組の概要やポイント（工夫点や課題）が一読して分かるようにした。

③ 学校安全計画に係る大学等養成機関への調査

- アンケート調査は令和5年12月27日（水）～令和6年1月26日（金）まで実施し、428団体から回答が得られた。
- 教員養成機関における必修授業のいずれかで「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因」を取り扱っている割合は30.7%、「AEDを用いた実習」を行っている割合は4.0%、「一次救命措置「BLS」（座学含む）」を取り扱っている割合は13.0%であった。
- 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラム以外の必修授業における学校安全3領域の取扱状況は、生活安全が87.4%、交通安全が55.3%、災害安全が75.7%であった。

(2) 第3次学校安全推進計画の推進に向けた方策

① 第3次学校安全推進計画の点検

- 第3次学校安全推進計画を体系的に整理した結果、ロジックモデルの考え方の導入や、計画の構造を踏まえたインパクト指標・最終アウトカムの検討・追加、中間アウトカムの設定、初期アウトカムとしての位置づけと再検討といった課題が明らかとなった。
- また、初期アウトカム、中間アウトカム、最終アウトカムの体系的整理を行ったうえで、各アウトカムを表す適切な指標（アウトカム指標）や具体的な目標値を設定する必要性が明らかとなった。

② 第3次学校安全推進計画の主要指標の点検

- 第3次学校安全推進計画の主要指標を点検した結果、計画当初から100%に近い目標指標として馴染まない指標や、他の主要指標と重複しており統合又は削除が望ましい指標、指標と指標に合致するとされる設問が一致していない指標の存在が明らかとなった。

③ 次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点

- 次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点として、ロジックモデルの考え方の導入と計画の構造化や、適切な指標の設定、目標値の検討、評価方法の検討を挙げた。

第2章 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

1. 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）の集計・分析

（1）調査概要

① 調査目的

文部科学省において平成21年4月に施行された学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年4月25日閣議決定）等に基づき、今後の総合的な学校安全の推進を図るため、各学校における安全の取組状況を把握するため「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）」が実施された。

本調査研究においては、当該取組状況調査の集計・分析を行った。

② 調査方法

文部科学省において、令和3年5月1日時点で設置されている学校における令和4年3月末時点の対応状況を調査し、令和4年12月末時点で回答のあった学校を調査対象としている。

③ 調査対象

全国の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）、幼保連携型認定こども園、特別支援学校

（2）集計・分析結果

① 学校種別及び所在地別（都道府県・政令市別）集計・分析結果

学校種別及び所在地別（都道府県・政令市別）集計・分析結果として「学校安全の推進に学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和3年度実績）」をとりまとめ¹、文部科学省ホームページにて公表している。そのため、本報告書内では学校種別及び所在地別（都道府県・政令市別）集計・分析結果を省略する。

主な結果は次のとおり。

- ✓ 学校経営に学校安全を明確に位置付けている学校は96.9%、学校評価において「学校安全」に関する項目を取り扱っている学校は87.9%であった。
- ✓ 学校安全に関する活動について、評価や振り返りを実施した学校は92.6%、学校安全に関する活動についての意見を聞く場を設けている学校は85.1%である。
- ✓ 学校安全計画の策定状況は97.9%であり、策定に当たっては、消防や警察機関等の関係機関の意見を参考にした学校の割合が72.2%と最も高い。
- ✓ 学校安全を意識する機会を設定している学校は79.5%であり、うち、月に1、2回程度が44.6%と最も高い。

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20230911-ope_dev03-3.pdf

② 過年度調査結果との比較

過年度調査（平成 30 年度実績）結果との比較については、「学校安全の推進に学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査【概要】（令和 3 年度実績）」を取りまとめ²、文部科学省ホームページにて公表している。そのため、本報告書内では過年度調査結果との比較を省略する。

主な結果は次のとおり。

- ✓ 学校安全計画を策定している学校の割合は 97.9%であり、前回の 96.3%に比べ 1.6 ポイント上昇した。
- ✓ 学校安全計画に安全指導について盛り込んでいる学校の割合は 99.8%であり、前回の 99.4%に比べ 0.8 ポイント上昇し、教職員の研修について盛り込んでいる学校の割合は 92.3%であり、前回の 87.8%に比べ 4.5 ポイント上昇した。
- ✓ 教職員を対象とした校内研修を実施した学校の割合は 94.0%であり、前回の 91.3%に比べ 2.7 ポイント上昇した。
- ✓ 学校の施設及び設備の安全点検を実施している学校の割合は 99.8%であり、前回の 98.6%に比べ 1.2 ポイント上昇した。
- ✓ 危機管理マニュアルの作成状況について、作成している学校の割合は 99.1%であり、前回の 97.0%に比べ 2.1 ポイント上昇した。また、見直しを行った学校の割合は 92.7%であり、前回の 92.2%から 0.5 ポイント上昇した。

③ 学校安全の 3 領域からみた、学校安全の推進に関する取組状況と今後の課題

学校安全の 3 領域（生活安全、交通安全、災害安全）、また、昨今の社会的課題における、安全教育や校内研修等の状況について分析する。

1) 児童生徒への安全教育について

実施されている安全教育についてみると、「交通安全」が最も多く 94.9%、次いで「災害安全（94.9%）」、「生活安全（92.8%）」となっている。

これら 3 領域について、合計の割合よりも学校種別に見ると 5 ポイント以上乖離している学校種をみると、交通安全は「中等教育学校（86.3%、-9.4 ポイント）」、「災害安全は「高等学校（88.0%、-6.9 ポイント）」、「生活安全は「小学校（97.9%、+5.1 ポイント）」「高等学校（82.5%、-10.3 ポイント）」であった。「高等学校」については、交通安全に関する取組割合は高い一方で、生活安全や災害安全に係る取組状況は他の学校種に比べ最も低いことが明らかとなった。

これについて考えると、高校生であるゆえに一定の自衛が可能であることや、「地域」への意識が低い可能性などが考えられるのではないか。一方で、犯罪や災害の被害に比べては、年齢が上がり、移動距離が長くなり、行動範囲も広くなることから、交通事故に遭う可能性の方が高いとの意識がある可能性を示唆している。小学校や中学校に比べ「私立学校」の割合が高いことか

² https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/20230911-ope_dev03-2.pdf

らも、地域で生じる犯罪や災害被害に対する教育意識がやや劣る可能性もある³。

SNSに係る安全教育は66.3%であるが、特に重要な年代と思われる小学校では83.6%、中学校では91.2%、高等学校では89.8%となっており、昨今の社会情勢を踏まえて取組が進んでいるものと思われる。他方で、性犯罪、性被害防止に係る安全教育は十分とはいえない。刑法改正に伴う不同意性交罪や面会要求罪（グルーミング罪）の成立や日本版DBSに係る議論、児童生徒性暴力等防止法の施行など、子供を取り巻く特に重要な社会課題の一つであり、今後より一層の取組推進が求められるテーマである。

図表 2-1 安全教育の実施状況（複数回答可）

	調査対象校	実施している安全教育（複数回答可）							いずれも実施していない
		生活安全（防犯含む）	災害安全	交通安全	新たな危険予兆（テロサイバー犯罪、テロ、弾道）	SNS	性犯罪、性暴力防止	その他	
合計	45,039	41,807	42,738	43,108	7,133	29,864	16,136	1,450	64
	100.0%	92.8%	94.9%	95.7%	15.8%	66.3%	35.8%	3.2%	0.1%
幼稚園	7,203	6,366	6,809	6,674	907	278	361	213	32
	100.0%	88.4%	94.5%	92.7%	12.6%	3.9%	5.0%	3.0%	0.4%
幼保連携型認定こども園	3,770	3,468	3,623	3,545	450	142	234	103	11
	100.0%	92.0%	96.1%	94.0%	11.9%	3.8%	6.2%	2.7%	0.3%
小学校	18,613	18,231	18,007	18,441	3,666	15,568	6,881	564	7
	100.0%	97.9%	96.7%	99.1%	19.7%	83.6%	37.0%	3.0%	0.0%
中学校	9,581	8,790	9,012	9,008	1,443	8,736	5,121	298	5
	100.0%	91.7%	94.1%	94.0%	15.1%	91.2%	53.4%	3.1%	0.1%
義務教育学校	159	148	152	155	29	135	90	7	0
	100.0%	93.1%	95.6%	97.5%	18.2%	84.9%	56.6%	4.4%	0%
高等学校	4,569	3,770	4,020	4,248	500	4,101	2,876	214	9
	100.0%	82.5%	88.0%	93.0%	10.9%	89.8%	62.9%	4.7%	0.2%
中等教育学校	51	45	46	44	1	48	28	3	0
	100.0%	88.2%	90.2%	86.3%	2.0%	94.1%	54.9%	5.9%	0%
特別支援学校	1,093	989	1,069	993	137	856	545	48	0
	100.0%	90.5%	97.8%	90.9%	12.5%	78.3%	49.9%	4.4%	0%

（上段：件数、下段：構成比）

2) 教職員を対象とした校内研修

教職員を対象とした校内研修の内容についてみると、「生活安全」が最も多く80.7%、次いで「災害安全（69.0%）」、「交通安全（62.0%）」となっている。児童生徒を対象とした安全教育の順序と逆転している。逆転している理由について、本調査からはわからない。警察や行政、専門家等に依頼をして安全教育を実施していることも考えられるが、法や制度、事象がめまぐるしく変わる昨今においては、児童生徒に対して適切な指導を行うためには、教職員のリテラシー向上も重要ではないか。

SNSに関する安全教育についてみると、小学校で60.3%、中学校で67.3%、高等学校で54.9%と、いずれの学校種別でも、安全教育の実施割合を大きく下回っている。日々新たなSNSが誕生し、子供は大人が想像する以上にSNSを使いこなそうとする。一方で、SNSに起因する犯

³ 安全教育の実施状況について、公立高等学校の場合、生活安全は83.6%、災害安全は91.1%、交通安全は95.9%、私立高等学校の場合生活安全は79.4%、災害安全は79.8%、交通安全は85.3%である。

罪被害やいじめ問題は大きな社会課題であり、特にいじめ問題については学校でのコミュニティが起点となることも多く、教職員においても十分に理解をすべきである。

性犯罪、性暴力防止のための教育については、前述のとおり、大きな社会変化が起きている。児童生徒性暴力防止法は令和4年4月1日より施行されており、本調査が令和3年度実績であることから、今後の取組割合の増加に期待したい。

図表 2-2 教職員を対象とした校内研修の実施状況（複数回答可）

	調査対象校	校内研修の内容(複数回答可)						ない ずれも 実施して いない
		生活 安全	災 害 安全	交 通 安全	全 S 教 育 に 関 する 安 全	止 性 の 犯 た 罪 め、 の 性 暴 力 防 止	そ の 他	
合 計	45,039 100.0%	36,368 80.7%	31,092 69.0%	27,936 62.0%	22,071 49.0%	12,656 28.1%	1,269 2.8%	2,766 6.1%
幼 稚 園	7,203 100.0%	5,811 80.7%	5,427 75.3%	4,690 65.1%	871 12.1%	530 7.4%	176 2.4%	703 9.8%
幼保連携型認定 こども園	3,770 100.0%	3,154 83.7%	2,946 78.1%	2,460 65.3%	498 13.2%	332 8.8%	104 2.8%	305 8.1%
小 学 校	18,613 100.0%	16,143 86.7%	12,782 68.7%	12,348 66.3%	11,219 60.3%	6,384 34.3%	490 2.6%	653 3.5%
中 学 校	9,581 100.0%	7,321 76.4%	6,436 67.2%	5,740 59.9%	6,451 67.3%	3,581 37.4%	259 2.7%	540 5.6%
義務教育学校	159 100.0%	128 80.5%	101 63.5%	96 60.4%	111 69.8%	70 44.0%	5 3.1%	6 3.8%
高 等 学 校	4,569 100.0%	2,785 61.0%	2,521 55.2%	2,190 47.9%	2,508 54.9%	1,481 32.4%	173 3.8%	535 11.7%
中等教育学校	51 100.0%	33 64.7%	34 66.7%	22 43.1%	31 60.8%	20 39.2%	3 5.9%	5 9.8%
特別支援学校	1,093 100.0%	993 90.9%	845 77.3%	390 35.7%	382 34.9%	258 23.6%	59 5.4%	19 1.7%

(上段:件数、下段:構成比)

3) 3領域それぞれを担う教職員等

3領域それぞれを担う教職員等についてみると、生活安全は「生徒指導主事」の割合が最も高く48.4%、次いで「安全主任や防災主任等(40.3%)」「その他教諭等(18.9%)」となっている。

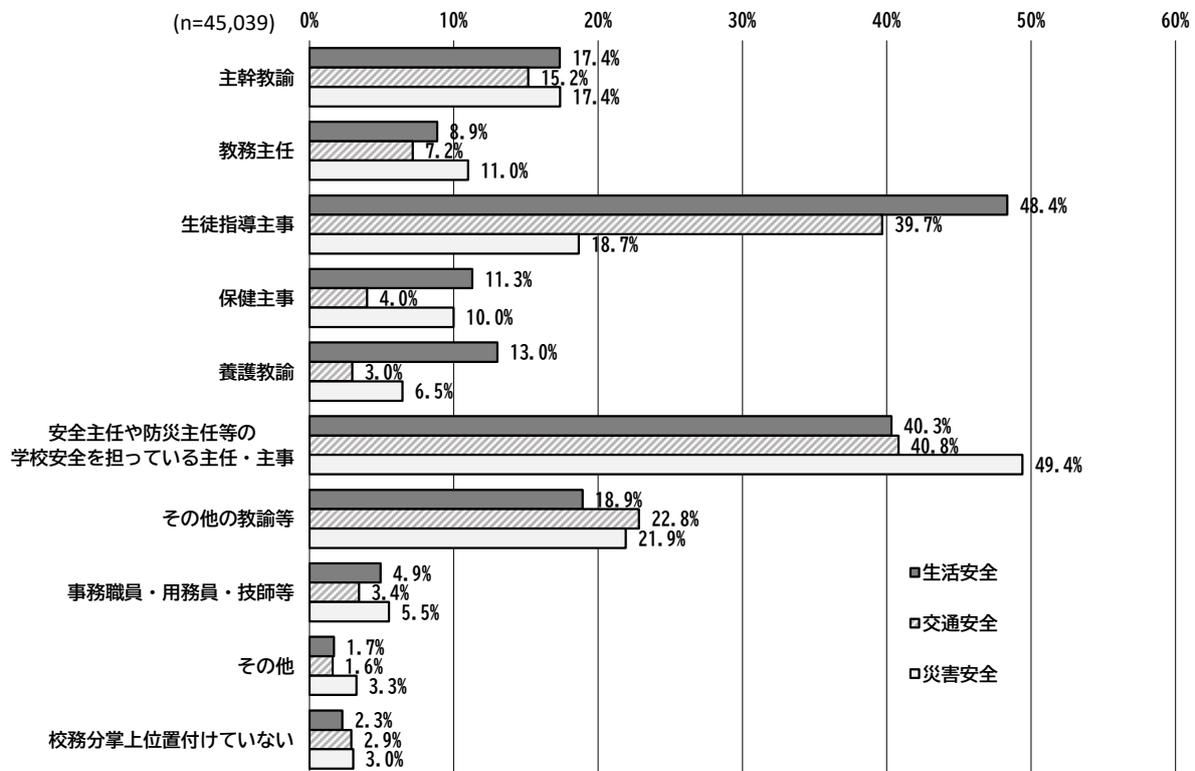
交通安全は「安全主任や防災主任等」の割合が最も高く40.8%、次いで「生徒指導主事(39.7%)」「その他教諭等(22.8%)」であり、災害安全は「安全主任や防災主任等」の割合が最も高く49.4%、次いで「その他教諭等(21.9%)」「生徒指導主事(18.7%)」となっている。

3領域いずれも、「生徒指導主事」「安全主任や防災主任等」「その他教諭等」が担当となっている割合が高いものの、生活安全は「生徒指導主事」の割合が半数に近く、災害安全は「安全主任や防災主任等」の割合が半数に近い。一方で、交通安全については「安全主任や防災主任等」の方が若干割合は高いものの、「生徒指導主事」とほぼ同割合であった。

学校安全に係る業務を生徒指導主事や安全主任や防災主任等が担うことは、学校運営上自然なことであると考えられる。しかしながら、3領域それぞれ社会情勢は日々変化しており、キャッチアップすべき情報は日々増加する。加えて、昨今の働き方改革の動きもあり、3領域すべて集

中するような体制は好ましくなく、実効性の高い学校安全の推進に向けては、より多くの教職員によって3領域の対応が可能である組織体制が望ましい。

図表 2-3 3領域それぞれを担う教職員等（複数回答可）



④ S P S 指標を満たす学校等の割合

S P S（セーフティプロモーションスクール）認証制度には、S P Sの理念となる7つの指標があり、これらの指標に基づき目標と計画を立てて学校安全に向けた取組を推進することで、実効性の高い学校安全を実現するものとされている。

S P Sの7つの指標と令和3年度取組状況調査との関連については次頁のとおり。ただし、S P Sの指標の内容を、令和3年度取組状況調査にて設定された設問で把握する場合に、当該指標が当てはまる可能性があるものであり、指標と取組状況調査の設問が完全一致していることではないことに留意が必要である。

令和3年度取組状況調査で把握可能なS P S指標は指標4、指標6を除く5つの指標である。これら5つの指標についてみると、指標1、指標2、指標3、指標5については概ね90%以上の学校が指標を満たしている可能性がある。

一方で、指標7（共有）については、他の指標に比べ実施学校割合が低く、S P S指標の考え方を学校安全の推進に盛り込んでいく場合には、指標7（共有）の推進に向けた取組が課題といえよう。なお、今後もS P S指標の考え方を盛り込んでいく場合には、取組状況調査や文部科学省が実施する調査において、S P S指標の考え方に合致する調査を行い、状況把握を行うことが

望ましい。

図表 2-4 SPS の7つの指標と令和3年度取組状況調査との関係

SPS 指標	指標の内容	令和3年度取組状況調査の設問との関連	回答割合
指標 1 (組織)	学校内に「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。	・「学校委員会」や「安全部」など、学校安全を担う組織の整備有無	学校安全を担う校内組織が整備されている学校の割合 86.8%
指標 2 (方略)	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画(3年間程度)」が設定されている	・学校安全計画に含まれる領域 ※計画に含まれる3分野の種類のみ把握 ※目標年次及び目標内容までは把握できない	学校安全計画に盛り込まれている安全指導の領域 生活安全 95.7% 災害安全 97.6% 交通安全 92.7%
指標 3 (計画)	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。	・学校安全計画に含まれる領域 ※計画の策定状況はわかるが、中期目標等との関係や策定領域は不明	学校安全計画に盛り込まれている安全指導の領域 生活安全 95.7% 災害安全 97.6% 交通安全 92.7%
指標 4 (実践)	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている	※個別具体的な取組について一部把握しているが、計画に基づく内容かどうかなどは不明	—
指標 5 (評価)	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。	・学校安全に関する活動について学校安全を担う校内組織での評価・振り返りの実施有無 ・評価や振り返りにあたってデータ等の根拠を基に評価しているか	学校安全に関する活動について、評価や振り返りを実施した学校の割合 92.6% データ等の根拠をもとに評価等を行った学校の割合 86.5%
指標 6 (改善)	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。	※指標 5 と一部重複するが、具体的な改善の有無、計画への反映状況は不明	—

SPS 指標	指標の内容	令和3年度取組状況調査の設問との関連	回答割合
指標7（共有）	<p>学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。</p>	<p>・学校安全計画や安全教育等の取組の周知先 ・地域学校安全委員会やCSの仕組みの活用分野</p> <p>※指標の後段（学校への活動製菓の発信や情報収集）に関する内容は不明</p>	<p>学校安全計画や安全教育等の取組の周知先</p> <p>保護者 74.3%</p> <p>地域住民 40.4%</p> <p>関係機関 57.6%</p> <p>地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校安全の取組領域</p> <p>生活安全 45.6%</p> <p>災害安全 32.6%</p> <p>交通安全 50.4%</p>

資料：国立大学法人大阪教育大学学校安全推進センター「SPS 認証制度の概要」に基づき作成

2. 学校安全に係る取組事例調査及び取組事例集の作成

(1) 調査概要

① 調査目的

SPS指標を満たす学校園やその他学校安全の確保に向けた特徴的な取組を行う事例について、その概要や工夫点、課題を把握することを目的として、学校園または学校設置者に対するヒアリング調査を実施した。

② 調査方法

令和3年度取組状況調査結果及び令和5年7月に文部科学省が実施した文部科学省が実施した「学校に対する安全点検に関する取組状況調査」、「学校設置者に対する安全点検に関する取組状況調査」の回答を踏まえ、対象を選定した。

なお、ヒアリング調査は対面形式の個別ヒアリング形式（半構造化）によって実施した。

③ 調査内容

学校園を対象としたヒアリング調査では、下記の項目について聴取するとともに、安全点検マニュアルや点検表があれば提供を依頼した。

図表 2-5 学校園に対する質問項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎ 安全点検の実施状況について<ul style="list-style-type: none">- 法定点検の実施体制（専門家への依頼状況等）- 遊具の点検、非構造部材の点検の実施有無と実施体制- その他地域特性（災害特性や過去の教訓等）を踏まえた独自の点検の実施有無と実施体制- 定期的な安全点検の実施時期・頻度、実施体制、実施方法、点検手法、点検範囲等- 定期的な安全点検以外で実施している日常的な安全点検や、臨時的な安全点検があれば、その概要- 安全点検マニュアル・点検表の作成・見直しの方法、体制（専門家による助言の有無など）- 点検結果の取り扱い（修繕の要否の判断方法や基準があれば） / 等◎ SPS 認証取得の経緯とその取組について（SPS 認証取得校のみ）<ul style="list-style-type: none">- SPS 認証取得に至った経緯や認証に向けた課題認識- SPS 認証指標を満たし続ける上でのハードル / 等◎ その他学校安全の実効性を高める取組について<ul style="list-style-type: none">- 取組の内容・体制- 取組に至るまでの経緯（導入前の困りごと、悩みなど）- 取組導入時の課題やハードル、課題を解消するための工夫- 取組運用時（現在）の課題やハードル、課題を解消するための工夫- 取組により期待していた効果と実際の効果- 今後の方針、展開 / 等◎ その他<ul style="list-style-type: none">- 安全点検に関する国への意見・要望 / 等 |
|---|

学校設置者を対象としたヒアリングでは、下記の項目について聴取した。

図表 2-6 学校設置者に対する質問項目

- ◎ 管轄地域内の学校における SPS 認証取得について（SPS 認証の取得を推進している場合のみ）
 - ・管轄地域内での SPS 認証取得推進に至った経緯
 - ・管轄地域下の学校における SPS 認証の取得状況及び取得の検討状況
 - ・SPS 認証の取得に向けた支援内容
 - ・SPS 認証の取得における課題や障壁 / 等

- ◎ 管轄地域内での安全点検の実施状況について
 - －法定点検の実施体制（専門家への依頼状況等）
 - ・点検の概要、現在の実施体制とした経緯
 - ・法定点検の期間（規定通りか、独自に期間を短くしているか、独自に短くしている場合はその経緯と理由 等）
 - ・外部専門家を派遣している場合、外部専門家を派遣するに至った経緯、選定理由
 - ・外部専門家を派遣する際の課題や障壁
 - ・外部専門家への期待 / 等

 - －その他地域特性（災害特性や過去の教訓等）を踏まえた独自の点検の実施有無と実施体制
 - ・実施概要や体制、実施に至った経緯 等

 - －安全点検の点検表の作成・見直しの方法、体制
 - ・作成、見直し体制、専門家による助言の有無
 - ・点検結果の取り扱いや各校からの修繕要請に対する検討方法（修繕の要否の判断方法や基準があれば） / 等

- ◎ 安全点検の課題や工夫
 - －各学校の安全点検に対する指導や研修等の有無や内容
 - －安全点検の持続可能性、実効性の担保という視点から見た安全点検における課題や障壁
 - －安全点検の持続可能性、実効性の担保に向けた取り組みの工夫 / 等

- ◎ その他
 - －安全点検に関する国への意見・要望 / 等

(2) プレヒアリング調査－大阪教育大学学校安全推進センター長 藤田大輔氏

学校及び学校設置者に対してヒアリング調査を実施する前に、大阪教育大学学校安全推進センター長の藤田大輔教授に対し、SPS認証制度や学校安全の推進に関するプレヒアリング調査を行った。主な結果は次のとおり。

① 実施概要

日 時：令和5年8月31日（木）13：30～15：00

場 所：大阪教育大学 学校安全推進センター

ヒアリング先：大阪教育大学 学校安全推進センター長 藤田 大輔 教授
(兼務 大阪教育大学学長補佐(学校安全担当))

② SPS認証制度について

1) SPS認証制度創設の経緯

- ・ SPS認証制度は、インターナショナルセーフスクール（以下「ISS」）を基に、日本独自の制度を構築するため、平成26年に創設した。
- ・ 藤田氏は、平成13年に発生した附属池田小事件の6年後から4年間、附属池田小学校の校長を併任し、藤田氏の任期終了時に事件から10年の節目を迎えることもあり、10年目の節目に向けた学校安全の再構築が重要なミッションであった。
- ・ 着任2年目に文部科学省の教育課程特例編成校の指定を受け「安全科」という教科を創設し、学習指導要領の時間（特別活動や総合的学習等）を調整して全学年で年間35時間の学習時間を確保した。1年間35週で管理しているため、時間割で言えば1週間に1回、1年生から6年生までの全学年で安全科の学習を行うことにより、安全教育を体系化した。
- ・ 安全教育だけでなく、学校の安全管理体制について評価を受けることも重要と考え、スウェーデンのカロリンスカ研究所の公衆衛生部門に設置されていたWHO地域安全推進協働センターが定めたISS認証を取得した。
- ・ 第一次学校安全推進計画策定時にはISSについての記載があったものの、同センターがNPOとなったことを受け、国の活動指針の根拠を海外NPOの評価とするのは難しいということとなった。加えて、附属池田小学校に続き、厚木市や東京都豊島区の小学校等でもISS認証校が誕生していたが、認証には海外から招聘した審査員への謝礼や、申請書を英語に翻訳するための経費等、費用面の負担が大きすぎるという問題があり、こうした理由から、文科省より日本独自の学校安全認証制度を作れないか相談があった。
- ・ また、同センターがNPOへと変更した際に、ISS認証制度はセーフコミュニティの地域にある学校を認証する制度となったため、附属池田小が認証されるには、地域＝池田市が認証を受ける必要があったものの、国立学校であることや、費用面を含め現実的ではなかったため、SPS認証制度を構築することとなった。

2) S P Sの特徴と国内での導入の動きについて

- ・ 治安面や地理的条件等により、安全に対する考え方は国ごとに異なる。日本の場合は学校における3安全について体系化しており、組織体系についても国の指針ができていたため、教育振興基本計画に基づいて、それらを踏まえた教育・管理・地域連携をキーワードとした制度とした。
- ・ ISS 活動を一緒に行っていた台東区立金竜小学校と附属池田小学校、附属池田中学校の当時の校長と教育委員会関係者と連携し、S P S 認証制度への移行を開始した。翌年度より、学校安全総合支援事業の中でS P Sの活動が取り組み例として明示されるようになった。

3) 安全協働学区制度について

- ・ 新たな制度として、安全協働学区制度の創設に取り組んでいる。
- ・ 安全協働学区制度とは、S P S活動を行っている学校を中核に学区合同で安全委員会を設置し、他の学校を巻き込みながら協働して安全確保を目指す制度である。新たに安全協働学区として認証するというわけではなく、学区内で協力して活動するイメージである。
- ・ 安全協働学区制度には行政の参加を求めている。1学校ごとの活動の場合、校長の異動により学校安全の取り組みが進まなくなってしまう、積み上げてきた成果が引き継がれないことも少なくない。持続性を高めるきっかけとなるように中期的な計画として進めている。
- ・ コミュニティ・スクールでは学校運営協議会を設置するが、安全協働学区制度でも安全委員会を設置して地域と連携するという形式のため、コミュニティ・スクールへの移行が円滑になる側面がある。現状、人手不足もあり、コミュニティ・スクールも複数の学校で学校運営協議会を運営していることから、これに整合を図っている。

4) S P S 認証制度の海外での広まり

- ・ S P S 認証制度は、日本の学校の安全制度として高い評価を得ており、海外からの申請も増えている。例えば、中国の山東省濰坊市、深圳市や湖北省武漢市等では、子どもの安全を重視する保護者へのアピールの一つとして導入している学校もある。
- ・ タイ教育省では、ブロックごとにS P S 認証モデル校をつくる協定を締結しており、基礎教育局のバックアップにより認証を行っていた。近年はコロナ禍の影響で活動が止まっていたが、再開の要望がある。
- ・ イギリスは英国ユニセフがチャイルドリスpekティングスクール、すなわち子どもの権利を尊重する学校の認証活動を行っている。安全・安心して学校生活を送ることのできる環境づくりは、子どもの権利にも繋がることから、チャイルドリスpekティングスクールの認証校がS P S 認証も受けている。

③ S P S 認証のプロセス

1) S P S 認証の流れ

- ・ 認証にあたっては、3か年の中期計画に基づいて1年目のPDCAサイクルが動かしているかどうかで認証を決めている。1年目のPDCAが適切に動かしていれば、その後も継続できる

だろうという判断に基づき、認証する。

- ・ S P S 認証を受けようとする学校に対し、計画策定に当たって助言を行う教員を派遣する「推薦委員制度」がある。S P S 認証校の中で、中心的な取組を行う教員が委員として推薦され、その推薦委員を新しく S P S 認証を受けようとする学校に派遣し、計画策定の助言を行う。
- ・ 計画に基づいた P D C A が回っており、S P S 認証校として問題ないと推薦委員によって判断された場合に、推薦委員から理事会へ最終審査の申請がなされる。
- ・ 推薦委員の派遣費用は日本 S P S 協議会事務局が負担している。本来であれば、国の学校安全総合推進支援事業内に S P S 活動のための予算が確保されているため、都道府県教育委員会を通じて国に請求できるはずだが、うまく活用されていないと感じる。
- ・ コミュニティ・スクールの学校運営協議会の活動の中に学校安全を位置付けてもらうことが、コミュニティ・スクールの普及にも繋がるだろう。
- ・ S P S 認証にあたって設定した目標値は、無理なく自分たちで対応可能な範囲内で設定されている。学校は単年度計画で動いているため、中期計画という発想が難しい点が課題である。
- ・ 「1人の生徒・児童を3年かけてどのように育てて卒業させるか」という視点で考えることが重要」と伝えているが、単年度での計画がベースにあり、年度ごとに「達成」・「未達」の評価で完結してしまうため、持続可能性に欠ける。
- ・ たとえば生活安全であれば、「校内の怪我の発生率を3年かけて〇%減少させる」というものが目標となる。その目標達成のために、安全教育をいつ行うか、どのように安全点検を導入するか等を計画に盛り込み、連携しながら進めていくことになる。
- ・ 安全への意識が高く、学校安全の3分野と3つの安全領域（安全教育、安全管理、安全連携）のマトリクス表の項目がほとんど埋まっている学校はスムーズに認証されやすい。
- ・ ただし、マトリクス表が埋まっているか否かはあまり重要ではなく、埋まっていない部分を3年かけて埋めていくための活動が S P S であると考えている。現在の取組内容を整理することが安全点検を含めた安全確保のための第一歩だと考えている。

2) S P S 認証申込の課題

- ・ S P S の考え方自体は、自分たちの行っている安全活動を整理するだけなので身構える必要はないが、導入前はどうしても負担感が増すのではないかという忌避感を覚える学校も多く、もう少し参加のハードルが下がるような仕掛けが必要だと感じている。たとえば、認証申込という言葉自体を変えたり、近隣の学校を巻き込んだりすることで広がるとよい。
- ・ また、子供を対象に、児童会活動や生徒会活動で安全点検に携わる子供等が推薦され、協議会がサポーターとして任命する S P S サポーター制度も設定している。他にも、地域で安全活動に協力してくれる人に対して学校長の推薦により委嘱する S P S アドバイザー制度も設定している。S P S アドバイザーに任命された方には、学校現場で安全教育に参加してもらうこともあるが、子どもたちのポジティブな反応によって見守り活動等を継続するモチベーション向上へと繋がっているようである。
- ・ 学校安全に対して熱心な地域住民からは、S P S 認証を取るべきと指摘するケースもあると聞いている。

④ 学校安全の推進に向けたポイントと課題

- ・ 危機感を煽るだけの安全教育では地域から人がいなくなるだろう。安全確保に関する教育を行うとともに、児童生徒が「自分たちが地域で大切にされている」と感じさせることが重要であり、そうした子どもが大人になった時に、地域の子どものを守る行動に繋がっていく。そうした循環ができると持続可能な安全確保が実現するだろう。
- ・ わずかな隙が事件・事故に繋がるという附属池田小学校の過去の教訓が活かされていない事件も発生している。事件・事故を語り継ぐことで、すべての学校に教訓を自分事として捉えてもらうことが重要で、国には教員研修等を通じて再発防止に繋がるよう発信し続けてほしい。
- ・ 同じような事件・事故が各地の学校で起こっているが、話を聞いてみると「まさか自分の学校で起きるとは思わなかった」という学校が多い。安全確保には、過去の事件・事故を教訓として、「まさか」ではなく「もしかしたら」の視点で自分事として捉えるかが重要である。
- ・ 警察からも、閉じている門扉を開けてまで侵入しようとする者はほとんどいないと言われていたが、「なぜ閉じておかねばならないのか」の意味が伝わらず、行動だけが形骸化している面もある。なぜそうするのか、意味を考えることが安全の視点からは重要である。

(3) 学校園及び学校設置者に対するヒアリング調査結果

① 調査対象抽出の視点

調査対象は、大阪教育大学藤田教授へのヒアリング結果も踏まえ、SPS認証取得学校園から学校種別等の偏りが出ないように選定した。

加えて、文部科学省が実施したアンケート調査の結果から、学校安全の3領域（生活安全、災害安全、交通安全）ごとに、取組状況調査の回答結果から特徴的な取組のある学校・園を抽出し、地域や学校種別の偏りに配慮しながら対象を選定した。

なお、これらの視点で抽出された学校園の設置者もヒアリング先として選定した。

② ヒアリング実施結果

ヒアリング調査の対象と実施日・実施方式は以下の通り。

図表 2-7 ヒアリング実施結果

抽出の視点	ヒアリング先名称	所在地	実施日	ヒアリング実施方法
SPS 認証の取得 (取得支援を行う 学校設置者も含む)	石巻市立桃生小学校	宮城県石巻市	令和5年12月5日	対面
	大阪教育大学附属 池田小学校	大阪府池田市	令和5年8月31日	対面
	黒潮町立南郷小学校	高知県黒潮町	令和6年1月12日	対面
	石巻市立青葉中学校	宮城県石巻市	令和5年12月4日	対面
	大阪教育大学附属 池田中学校	大阪府池田市	令和5年9月1日	対面
	宮崎県立 佐土原高等学校	宮崎県宮崎市	令和5年12月7日	対面
	宮崎県教育委員会	宮崎県宮崎市	令和5年12月7日	対面
その他学校安全の確保に向けた取組	福島愛隣幼稚園	福島県福島市	令和5年11月30日	対面
	韮崎市立韮崎西中学校	山梨県韮崎市	令和5年11月7日	対面
	さいたま市立 大宮北高等学校	埼玉県 さいたま市	令和5年11月6日	対面
	富山県立 富山聴覚総合支援学校	富山県富山市	令和5年12月11日	対面
	沖縄県立 泡瀬特別支援学校	沖縄県沖縄市	令和5年12月15日	対面
学校設置者 (教育委員会)	沖縄県教育委員会	沖縄県那覇市	令和6年1月11日	オンライン

③ 取組事例集の作成

ヒアリング調査結果は、取組の概要やポイント（工夫点、課題）等が一読して分かるような取組事例集として取りまとめている。なお、本取組事例集は別の調査研究事業（学校安全総合支援事業（学校安全の推進に関する調査研究）「学校管理下の事故防止に関する調査研究事業」）と一体的に作成しており、事例は、「学校の安全点検」「安全教育」「教職員への訓練」「その他」の4分類に分けて整理している。

図表 2-8 取組事例集（例）

黒潮町立南郷小学校
39

「地域文化としての学校安全の根付き」

所在地： 黒潮町南郷町
 児童数： 35名
 教職員数： 15名

子育 1人1人1歩
 学びの場を共に創る

活動の概要

- 地域住民が自主的に二次避難場所として活用できる小屋を建設した。この小屋は日常的に地域住民に利用することで、有事の際にも利用できる避難場所となるが、
- 地域住民が行っている交通安全の見守り活動から、子供と地域住民が自然に共に利用できる避難場所をつくりだすことが活用されている。

活動内容

◎地域の協力による二次避難場所の確保

- 避難訓練等の参加を通じて、津波から二次避難した先（真心）には雨風も強い場所がないことと、地域住民が所管する、有志が二次避難場所として自然の公園に避難小屋を建設した。
- 小屋は日常は地域住民の交流の場としても使われているため、自然とメンテナンスされた状態となっている。学校安全が地域住民の自然活動に結びついていて、有事の際に備えが備わらないという問題を解消できている。

◎様々な学校安全の取組による相乗効果の創出

- 地域住民が自主的に前ほどお話しした通り安全を行っている。
- お茶の会のメンバーで活用しているお茶の会には、お茶の会に関する活動になるほか、子供たちも地域住民（お茶の会）になり、お茶の会の活動に参加している。
- 見守り活動の活動を通じた交通安全の取組としてお茶の会ではなく、子供と地域住民が緊急時に活用できる避難小屋づくりの取り組みもできている。

地域の大人に守られている安心感があることで、子供たちが自ら守る意識を醸成し、命を大事にする意識につながっていると感じています。

また、地域住民が安全教育に深く関心していることで、教職員の経験やノウハウが伝わり、地域一帯で子供の命を守る」という意識は継続できると考えています。

校長

＜地域住民が建てた小屋（二次避難場所）＞

導入・準備時の留意点と工夫

- 近き委員会や学校運営協議会に申請してもいいし、シニア層を巻き込むことで、その子（小中学生の親世代）も巻き込むようにした。
- 地域文化として学校安全を呼びかけたいのは、学校側が地域に属していることが必要である。地域文化が水色している地域文化を継承する活動が学校教育の事に積極的に関わっている。
- 校長や副校長から責任を教職員が継承できなくて、地域と学校の関係性をこれまで維持し続けることが必要だと感じることがあった。

宮崎県教育庁
44

「学校に対するSPS認証取得の推進」

所在地： 宮崎県
 児童数： 15名
 教職員数： 15名

子育 1人1人1歩
 学びの場を共に創る

活動の概要

- 沿学区の市町村をSPS認証の取組を推進するモデル地域として順次指定し、県内におけるSPS認証を推進している。
- 県立高校がSPS認証取得に向けた取組の推進を担っており、取組の進捗を、関係各所との連携調整や学びの場の提供もしている。

活動内容

◎モデル地域の選定と拠点校の指定

- 学校安全総合支援事業において、SPS認証の取組を推進するモデル地域（市町村）を選定するとともに、その地域に立地する県立小学校を拠点校として指定し、SPS認証を推進している。
- 地域内で学校安全の取組を促すためには、地域の学校間で連携が重要であることから、拠点校は前期に小中学校や市町村が連携しているモデル校を選定している。また、市町村教育委員会には、はたらかせ、拠点校となった県立高校の取組がある市町村立小中学校にも連携して取組を推進している。

◎被災地の視察と気づきの共有

- 毎年、拠点校の担任教員と県内各所で被災地の視察を行っている。また、被災地の視察を通じて、被災地と関係する学校安全担当者間の連携が強化されている。また、被災地の視察を通じて、被災地と関係する学校安全担当者間の連携が強化されている。また、被災地の視察を通じて、被災地と関係する学校安全担当者間の連携が強化されている。

◎関係各所との連携調整・外部人材との連携

- 拠点校が指定された市町村は、県立高校と市町村教育委員会には、連携を促す役割が大きいように見えている。
- 地域の視察や意見交換の場として、外部人材を招いた学校安全推進協議会を開催している。市町村教育委員会と関係する関係者と連携を促し、拠点校となった県立高校の取組と市町村立小中学校には、関係する市町村に連携して取組を推進している。

県内トップ巨大地震やそれに伴う津波に備え、県内の学校の安全体制を強化することが重要とされています。被災地を視察する中で、被災地と関係する学校安全担当者間の連携が強化されている。また、被災地の視察を通じて、被災地と関係する学校安全担当者間の連携が強化されている。

指導主事

＜被災地の様子＞

導入・準備時の留意点と工夫

- 県立高校が行っている市町村立小学校も巻き込み、地域一帯となった学校の安全体制の構築が図られるよう工夫した。
- 関係機関においては、県立高校や市町村教育委員会の連携を促す必要がある。関係機関との連携を促す必要がある。
- いずれは、県の牽引がなくとも県立高校からモデル地域内の他校や内閣部の市町村へ自発的に波及的に取組が普及していくことが望ましく、その実現への取組を推進している。

24

3. 学校安全計画に係る大学等養成機関への調査

(1) 調査概要

① 調査目的

本調査は、第3次学校安全推進計画における学校安全に関する組織的な取組のうち、「教員養成における学校安全の学修の充実」において定められている以下の主要指標に関連するデータを取得するため、教職課程を有する大学におけるカリキュラム内容等を把握する目的で実施した。

図表 2-9 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等） ・ 教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況 |
|---|

② 調査方法

1) 事前ヒアリング

具体的な内容は教職課程を有する大学に対するアンケート調査により把握することとしたが、アンケート調査項目を検討するために、日本教育大学協会に対する事前ヒアリングを実施した。

事前ヒアリングの実施概要は以下の通り。

図表 2-10 事前ヒアリングの実施概要

実施時期	2023年8月29日（火）10：00～11：00
ヒアリング先	国立大学法人東京学芸大学 総務部 総務課長 橋田 恵己 様 同 学務部 学務課 教務企画係長 中濱 沙也花 様 ※国立大学法人東京学芸大学は日本教育大学協会の事務局
ヒアリング項目	<p>会員機関における学校安全に関する学修の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> －学校安全3領域の内容に関するカリキュラムの取扱や時間数の状況など －学校安全3領域の内容に関するカリキュラムにおける特徴的な取組 －AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施の状況 <p>アンケート調査項目へのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> －アンケートにおいて把握することが望ましい内容 －各調査項目の回答のしやすさ <p>アンケート調査にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> －配布先や配布時期に関する留意事項 －その他会員機関に対する協力を依頼する上での留意事項 <p style="text-align: right;">／等</p>

2) 各大学向けアンケート

事前ヒアリングをふまえて作成したアンケート調査項目にもとづき、調査を実施した。

依頼は、教職課程を有する各大学宛てに文部科学省からメールで依頼し、ウェブサイト上にて回答する形式とした。具体的な実施概要は以下の通り。

図表 2-11 各大学向けアンケートの実施概要

実施期間	令和5年12月27日(水)～令和6年1月26日(金)
実施対象	教職課程を有する大学及び短期大学
実施方法	ウェブサイト上にアンケート回答フォームを設計 メールにて回答フォーム URL を送付
アンケート項目	<p>■団体概要</p> <p>大学名及び回答者属性(所属・連絡先等)</p> <p>■「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムについて 単位数、全コマ(授業)数及び学校安全の内容を含むコマ数 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の有無とその内容 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由</p> <p>■教員免許を取得する際に「必修」としている学校安全に関する授業について 当該授業の有無 学校安全に関する3領域のうち、当該授業で取り扱っている内容 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の有無とその内容 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由</p> <p>■その他自由選択科目における学校安全に関する授業について 当該授業の有無 学校安全に関する3領域のうち、当該授業で取り扱っている内容 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の有無とその内容 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由</p> <p>■「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の認知度、活用状況 認知状況 授業の中での利用有無</p>

③ 回収状況

428 団体⁴から回収が得られた。

⁴ 重複して回答があった団体について、学務課・総務課等からの回答を優先して採用した。また、原則として回答大学により1学部、1課程を選定した上で回答することとしているが、複数学部・課程の回答があった場合、教育系学部、小学校教諭免許課程を優先して採用した。

(2) プレヒアリング調査結果

プレヒアリング調査結果の概要は以下の通り。

① アンケートへの協力等について

1) 具体的なアンケート事務手続きについて

- ・ メールで日本教育大学協会宛、文部科学省調査への協力依頼を行い、当該メールを協会会員に転送いただくことで対応する。
- ・ 日本教育大学協会独自の通知等は特に想定していない。
- ・ 12月前までに実施できれば、スケジュール上は問題がない

2) 具体的なアンケート想定内容の回答可否について

- ・ 各大学回答するのは教務担当職員と思われるが、シラバスで把握できる内容以上の設問もあり、教務担当だけで回答するのは難しいと思われる。
- ・ 今回の想定内容について教員にも問い合わせてみたが、授業科目のうち、生活安全・交通安全・災害安全の科目数については、具体的にどの科目をどのようにカウントするのが難しい。扱っている内容であればある程度明確となるが、3領域毎となると、1コマの中の一部で取り扱うこともあり算出が難しい。
- ・ 具体的な講義に含まれているかは、シラバスをキーワード検索することで把握した上で、教員に確認をとることとなるため、「心理的リスク要因に関する内容」といったキーワードの場合、想定とは異なるものも大量に含まれる可能性がある。

3) アンケートについて

- ・ 時間数を聞くアンケートは難しく、免許種特有では無く、免許の種類に限らず「特定の内容」に関するカリキュラムの有無を把握する方が把握しやすいのではないかと。選択科目の中で学校安全を取り扱っている場合、抽象的な内容はあたりをつけて教員に確認を取ることでもできないことはないが、回答は厳しいと思われる。
- ・ 教務担当職員は、アンケートを受けると関係する授業を担当している教員に対して内容を確認する。そのため、科目が明確になると回答しやすく、「教職課程コアカリキュラム」(教育養成部会)(令和3年)に定められた内容であれば、教科も特定され回答しやすい。当該教科については詳細な内容についてもある程度把握可能ではないかと。
- ・ 「教職課程コアカリキュラム」以外の場合は、どういう内容を扱っている科目かが明確になるようにしないと、回答は難しい。
- ・ 期間については発出から1か月程度の回収時間があればよいだろう。

② 大学における教職課程の状況

1) 東京学芸大学における教職課程の状況

- ・ 東京学芸大学の場合、国語や数学といった単価科目と、教職全体に関する科目の2本立てで

カリキュラムが構築されている。

- ・ 教職全体に関する科目については、「教職課程コアカリキュラム」(教員養成部会)(令和3年)において、基本的な内容が定められており、学校安全については、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の中の「(3) 学校安全への対応」で、生活安全・交通安全・災害安全の各領域について取り扱うこととなっている。
- ・ 本校の場合、渡邊正樹教授による「学校安全と危機管理」の授業があり、養護教員の学生には必修単位となっている。「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関する内容は範囲を広いため、当該授業は全14回2単位科目のカリキュラムとして、その中で、学校安全についても取り扱っている。ただし、1コマのすべてを安全教育にあてているのか、そうではないのかなど、授業の詳細については教員に確認しないと不明確である。
- ・ 当該科目以外にも、選択科目として学校安全を取り扱っている科目もあり、「安全」という名称が入っている科目は3～4科目程度存在する。例えば教職基礎としての子どもの安全や子どもの健康と安全などに関する科目であり、保健体育など養護教員養成に関する科目も含まれる。なお、保健体育科の教員養成カリキュラムの場合胃は、AEDに関する内容もシラバスには含まれている。
- ・ 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」は、教職課程を設置する際には必ず必要となるため、いずれの大学においても取り組まれているはずであり、その中で3領域についても取り扱われているはずであるが、2単位科目であったり1単位科目であったりは大学によると思われる。
- ・ 各科目が必修であるか選択科目であるかは、特定免許によるかでも代わる。

2) その他一般大学における状況

- ・ 教育学部系大学ではなく、通常の大学等の教職課程では、学校安全の3領域すべてを深く理解するための十分な学修が確保されていない懸念がある。
- ・ 特に、教職課程で学ぶ内容と教員になってから学ぶ内容は切り分けられており、学校安全はどちらかと言えば、教員になってから学ぶこととして認知されている。そのため、「教職課程コアカリキュラム」に定められた内容を盛り込むことが精一杯で、それ以上の内容を取り扱う時間的余裕はないのではないかと。また、同様の理由で教職員向けのe-learningシステムを教職課程で利用するという発想も持っていないのではないかと。

(3) アンケート調査結果

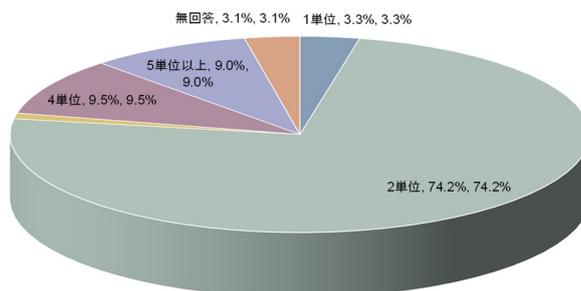
① 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムについて

1) 単位数、全コマ（授業）数及び学校安全の内容を含むコマ数

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムの単位数は「2単位」としている団体が74.2%と最も多い。

図表 2-12 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムの単位数

(n=423)

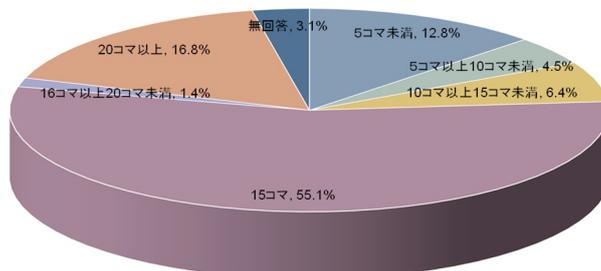


注) 複数の学部で教職課程がある場合や、1学部でも複数の教職課程がある場合、いずれかの学部・課程を選択肢、当該学部・課程について回答している（以下同様）。

また、コマ数（授業数）で見ると、15コマが55.1%と過半を占めている。

図表 2-13 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムのコマ数

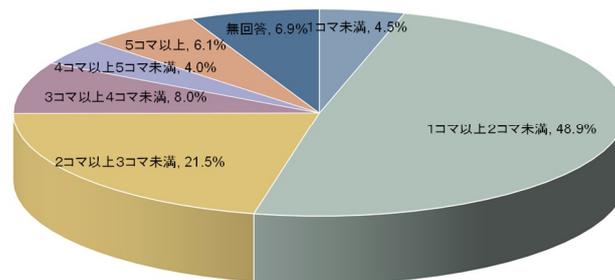
(n=423)



このうち、学校安全に関するコマ数についてみると、1コマ以上2コマ未満が48.9%と約半数を占めており、また、全体における割合についてみると、15%未満でおよそ7割をしめている。

図表 2-14 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける学校安全をふくむコマ数

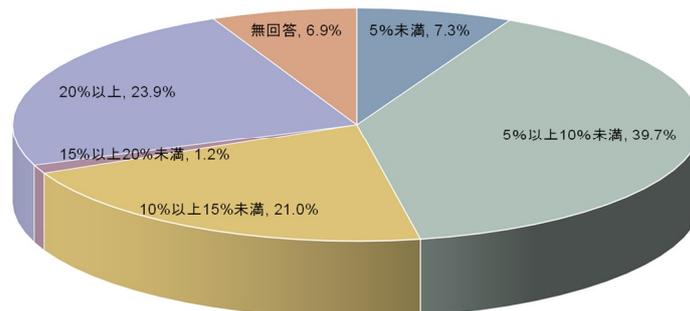
(n=423)



注) 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける授業1コマのうち、一部で学校安全の内容を含む場合は0.5コマで換算している。

図表 2-15 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムにおける学校安全をふくむコマ数の割合

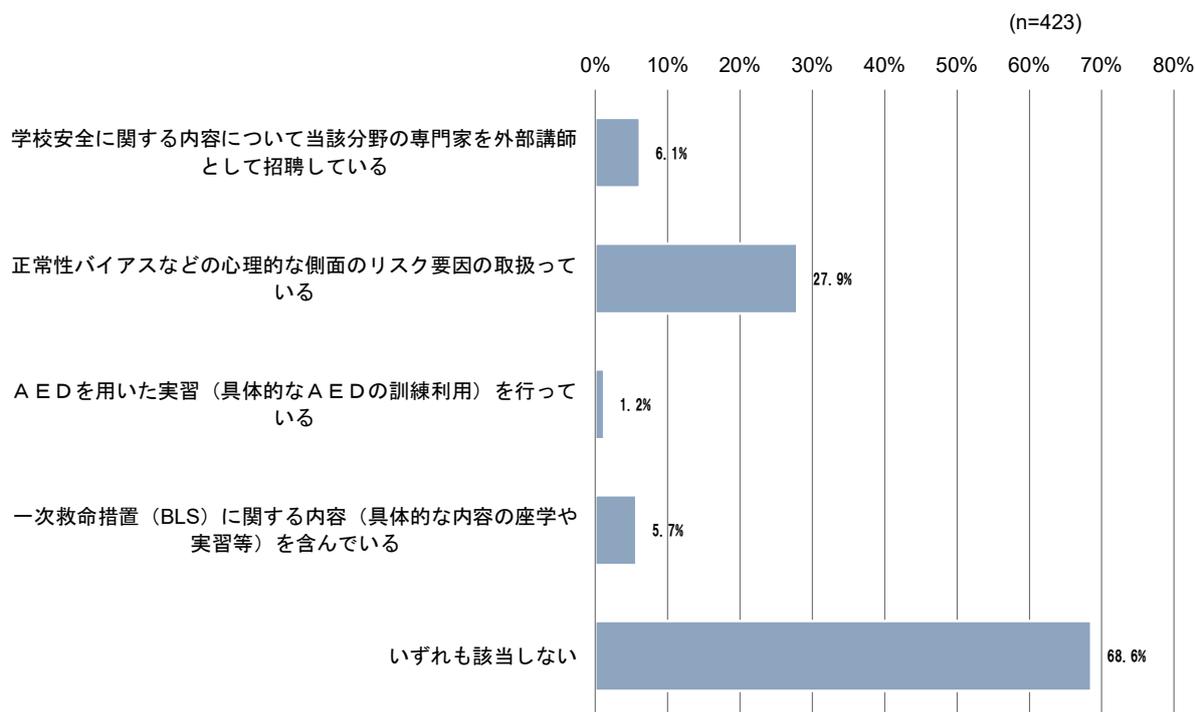
(n=423)



2) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況
 いずれにも該当しないとした大学が 68.6%であった。

実施している内容では、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている」が最も高く 27.9%であり、ついで「学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している」(6.1%)、「一次救命措置 (BLS) に関する内容 (具体的な内容の座学や実習等) を含んでいる」(5.7%) となっている。

図表 2-16 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況



注) 本回答は複数回答である

その具体的な内容として回答された内容は以下の通り。

図表 2-17 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の具体的な内容

学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している具体例	
■	他校教員、教育委員会等の招聘
・	公立大学管理職 (校長) を招聘し、学校における危機管理の現状と取組等について講義
・	養護教諭を招聘
・	教育委員会学校安全対策課からゲストティーチャーを招き、学校における安全教育ならびに防災教育について講義を実施。
・	小中学生を対象としたサマーキャンプを開催している NPO 団体の事務局長で、CONE リスクマネージャーの資格を取得している専門家を招聘

■警察等関係者の招聘

- ・ 警察関係者を招聘し、子供たちを取り巻く生活安全、交通安全等の具体的な内容について講話いただき、学校における安全管理について学んでいる。
- ・ 山口少年鑑別所より専門家を外部講師として招聘し、少年非行との関連から学校安全・生活安全についての講演機会を設定

■救命救急関係者の招聘

- ・ 消防署救急救命士による「上級救命講習」を8時間受講
- ・ その年度の状況に応じて、救命救急を担当していた看護師にゲストティーチャーとして依頼
- ・ 水害における学校危機管理として学校復旧・復興に対応した元校長の講話（オンデマンド）

■経験者（教員含む）の招聘

- ・ 大阪教育大付属池田事件の当時在籍していた教員の招聘
- ・ 大阪教育大付属池田小学校に訪問し、被害者遺族の講演を聞く

■その他の外部専門家の招聘

- ・ 小中学生を対象としたサマーキャンプを開催している NPO 団体の事務局長で、CONE リスクマネージャーの資格を取得している専門家を招聘
- ・ 実務家教員によるⅠ. 学校安全について、Ⅱ . 学校災害・事故の事例からみた現状、Ⅲ. 学校における安全管理と安全教育の3点について講義
- ・ 防災教育に関する外部講師を招聘し、災害安全に関する講義回で講話を実施
- ・ 専門家が関与した子どもによる「ハザードマップづくり」の事例を紹介した上で (<https://www.nhk.or.jp/ashitanavi/article/1521.html>)、それが「子どもの安全教育」だけではなく「学校を核とした安全な地域づくり」につながることを解説
- ・ 宮崎大学より講師を招聘

正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている内容

■理論的内容

- ・ 正常性バイアス、同調性バイアス、権威勾配などの心理的なリスク要因を認識させている。
- ・ 学校事故、いじめ対応、防災などで、教員、こどもの心理的な側面についてとして、近視眼的思考癖（双曲割引・解釈レベル理論）、忘却癖（オオカミ少年効果）、楽観癖（利用可能性バイアス・正常正バイアス・複合バイアス・アンカリング効果）、惰性癖（損失回避傾向・プロスペクト理論）、単純化癖（意思決定の単純化・単一行動バイアス・生存バイアス）、同調癖（極性化効果・群衆効果）を説明。
- ・ 学校における危機の種類、内容、構成要素（「正常性バイアス」など心理作用はここに属す）、及び危機管理の原理（例えば心理作用の正／負のはたらき（危機を招来する（負）／縮減する（正））を含む）、教員・学校組織としての在り方及び対応方策（安全管理、安全教育）に関する講義及び演習を実施している。

- ・ マルトリートメントが脳に与えるダメージ、親の体罰による影響、体罰の心理学的効果
- ・ ハイブリッドの法則の説明と具体的な事象（いじめ、事故等）を取り上げての考察。

■具体的な事象に基づいた説明

○東日本大震災における被害

- ・ 東日本大震災の大川小学校の事例などをもとに、正常性バイアス、同調バイアス、認知不協和など、人間が物事を判断する際に陥りやすい心のメカニズムに触れながら学習している
- ・ 「釜石の奇跡」とその要因、アーヴィング・ジャニス「集団思考の8つの兆候」から導かれる心理的側面でのリスク要因
- ・ 正常性バイアスが良い方向に働いた例として、東日本大震災が発生した時の「釜石の奇跡」を取り上げている。

○大阪教育大学附属小学校の事件

- ・ 附属池田小校事件（と同校「学校安全の手引き」）の紹介
- ・ 池田小の事件の当時のニュース映像と現在の取組に関する記事や資料などから、正常性バイアス、スイスチーズモデルなどとともに、協働的な学校安全確保について考える。

○その他の学校における事件・事故

- ・ 安全対策における阻害要因について具体例（ヒヤリハット事例、プール事故等）
- ・ 複数の学校段階での過去の事故・事件の報道資料を提示している。
- ・ 2024年1月の航空機衝突事故における旅客機からの乗客脱出と絡めて、教室等で教員が担うべき役割（子どもたちの間の正常性バイアス、教員間の正常生バイアス等）について言及。
- ・ 自然災害、不審者侵入、学校事故（『学校等事件事例検索データベース』を活用）の各場面設定において学修している。
- ・ 学校事故が発生した事例について判例をもとに解説している。
- ・ 通園バスでの置き去り防止など、日常の安全確認など資料を用いて説明している。
- ・ 東京京王線における電車内事件を取り扱い、正常性バイアスが及ぼすリスクについての授業を実施している。
- ・ 正常性バイアスに関しては、避難訓練の事例検討の中で取り上げている。
- ・ 火災報知器は作動したにもかかわらず、訓練であると勘違いをして避難しなかった事例を紹介した。
- ・ 過去の学校事故・事件についての報告書（たとえば長崎県教育委員会「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件にかかる調査報告（二次報告）」）を用いている。

■映像資料の活用

- ・ 動画の視聴「NHKスペシャル いのちを守る学校に 調査報告 “学校事故”」
- ・ NHK『クローズアップ現代』（2003.8.27）の「附属池田小学校事件」-守れなかった命」を視聴
- ・ 心理的な側面のリスク要因などに触れている、東日本大震災に関わる専門家の講演ビデオを視聴。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の防災教育に関する視聴覚教材を活用 ・ 正常性バイアスの定義とともに、具体的な事例として、独立行政法人教職員支援機構の校内研修シリーズ動画 No. 62（講師：麻生川敦先生〔東日本大震災発生時、宮城県南三陸町立戸倉小学校長〕）を紹介 <p>■グループディスカッション等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校事故が起こった場合の事後対応について、子どもたち、保護者、同窓会対応の中で、カウンセラー等を招聘しての心理的ケアの必要性を伝えている。 ・ 正常性バイアスについての基本的な内容を取り上げるとともに、災害時にはマイナスに働くことを伝え、保育者としての対処方法等について考える時間を設ける。また、グループで話し合い、他者の意見にも触れることで柔軟な対応ができるような学びにつなげる。 ・ 校園で発生した事例をもとに、グループワークで対応を協議・交流し、その後、教員が、交流内容を評価し、リスク要因を整理しまとめる。 ・ 栄養教諭の養成課程においては、食物アレルギーや食中毒などが発生した際に、思い込みにより都合の悪い情報を無視する、被害の予想を過小評価するなどにより、児童生徒の命に係わる結果を誘引しかねないため、具体的な事例をもとに学生間の議論により深めている。
<p>AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っている内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元消防署と連携し AED を用いた実習を含む救急救命講習を全学生に対しガイダンス期間中に実施しており、このことについて授業の中で再確認している。 ・ 応急手当普及員認定資格をもつ教員による救急蘇生法の指針(市民用)2020 のガイドラインに即した講義及び演習を 2 コマ実施
<p>一次救命措置（BLS）に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる内容</p>
<p>■テキスト等による座学での実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テキストを使用して学校の事例を含め座学で指導 ・ BLS の重要性について指導するとともに、中学校現場においては、教員はもとより部活動の中心メンバー（主将、副首相、3年生のリーダー等）に対しても、心肺蘇生法の実施訓練、AED の使用訓練を消防士等の指導により行っている事実を紹介 ・ 児童生徒等の安全確保、生命維持、的確な判断と指示のためのフローチャート活用、適切な対処（死戦期呼吸時の AED 使用手続き）、迅速正確な連絡・通報 ・ アナフィラキシーショック等、学校で発生した場合の対処法を、資料を用いて説明 ・ 小学生を対象にした BLS 教育の実践事例を紹介し、授業で実践した内容について擬態的に学修している。 <p>■演習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当普及員認定資格をもつ教員による救急蘇生法の指針(市民用)2021 のガイドラインに即した講義及び演習を 28 コマ実施

<p>■映像による学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次救命措置の具体的な方法、外傷への対応、応急手当の方法に関するビデオ学習 ・ 心肺蘇生法などの一次救命処置 (Basic Life Support) については、具体的なケースを取り扱った DVD を視聴し、具体的な解説を交えて講義している。 ・ ASUKA モデルの映像等を用いて、学校における AED の使用や、心肺蘇生の重要性について指導している。 ・ 救命行為に関する視聴覚資料を活用し、受講者が具体的な手順を把握できるように配慮 ・ 一時救命処置について東京防災救急協会等の HP に掲載されている動画を視聴。 <p>■グループワークでの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の安全への対応として、救命処置の手順や方法を動画で確認しグループワークで実践する。 ・ 様々なケースを想定し、グループワークでの交流と座学で実施。
--

※それぞれの項目毎に主な意見を抜粋・集約した (以下同様)

3) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由

特になし、との回答も一定数見られたほか、導入について検討中あるいは検討したいとの指摘もよせられたが、課題としては大きく、「スケジュール調整等の手続きの難しさ、煩雑さや予算、機材の不足」「適切な人材の不足 (外部、内部)」「授業時間数の不足」「受講人数が多さや授業形態により実施が困難」といった内容があげられた。また、そのほかにも、実施をしていない理由として「担当教員の能力が十分であり (外部講師の招聘を) 必要としない」や「(コアカリキュラムとして) 求められる内容との関連性や必要性への疑義」「代替可能な授業や機会がある」との指摘もなされている。

図表 2-18 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を行う上での課題や実施していない理由

<p>■スケジュール調整等の手続きの難しさ、煩雑さや予算、機材の不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家招聘のための予算上の課題がある。 ・ 日程調整が困難であるため。 ・ 外部人材の招聘や実習については、外部講師の依頼等の諸手続きが煩雑になるため。 ・ 実習等については、実習場所や器具等の確保等について困難であるため。 ・ 授業で実習として用いるための練習用の救命機器がない。 ・ 準備・提供するための人的または時間的ハードルが高く、困難である。 <p>■適切な人材の不足 (外部、内部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「当該分野の専門家」とのネットワークを現時点で持っていない。 ・ 対応できる専門家が外部講師にいない ・ 専門の教員を雇用できない

- ・ 心理学や医療・保健分野の専門的知識が必要となる内容であり、現在の担当教員の専門とは分野が異なる。

- ・ AED などの救命機器を専門に取り扱えるスタッフがいない。

■授業時間数の不足

- ・ 科目の性質上、広範囲の事項を教授する必要があり、学校安全に関しては法制度や実例を中心とする座学であり、実務的な事項の教授には至っていない。
- ・ 「学校安全」以外にも学習すべき項目が多数ある。
- ・ 他の内容との兼ね合いから、学校安全に関しては2コマ分（1. 基本的な内容の講義、2. 学校事故防止に関するグループワークの実施および発表）しか割り当てられないため。
- ・ 限られた授業回数の中で、実技等で教えるのが難しい。

■受講人数が多さや授業形態により実施が困難

- ・ AED や BSL の実技は大規模講義（100名超）のため実施が困難である。
- ・ 受講学生が多いため、実習を含む内容を取り入れることが難しいため。
- ・ 講義形式をとっているため実習は難儀
- ・ コロナ禍においては感染拡大を防ぐため、実習に替えて映像資料の視聴としている。

■担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない

- ・ 担当教員が阪神淡路大震災を経験し、その後も防災教育に関する研究や被災地支援活動に関わる経験を有しているため
- ・ 講義者自身が実務経験者のため
- ・ 授業者自身が東日本大震災で被災し、災害時学校ボランティアを経験しており、これまでも危機管理に関する著述活動や、県教育委員会における危機管理研修を担当してきており、あえて外部講師に委嘱する必要がないと判断したから。

■求められる内容との関連性や必要性への疑義

- ・ AED を用いた実習や BLS に関する内容はコアカリキュラムに明示されておらず、さらに教育学の専門性を超えるため、同授業に組み込むのは困難である。
- ・ 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」として「AEDを用いた実習」や「一次救命措置（BLS）に関する内容」まで含めるのは、全15回の授業の統一性として疑問がある。
- ・ あまりにも実務的すぎる内容であり、教職課程よりも現職の研修において取り扱うのが妥当な内容であるから。
- ・ 授業内容の性質（制度的および社会的事項）から心理的な内容は取り扱っておらず、外部講師を呼ぶ必要もないと考えている。
- ・ 教職課程コアカリキュラムにおける当該科目区分の「学校安全への対応」に係る到達目標では、「学校安全の必要性について理解している」「安全上の課題について、安全管理及び安全教育の両面から具体的な取り組みを理解している」とあり、これらの方法・内容まで求められているとは考えられない。
- ・ 講義科目のため授業の中で学校安全について取り扱っているが、それ以上のことは幼稚園教諭一種免許状取得には必要ないとする。

■代替可能な授業や機会がある

- ・ 教職課程以外の専門分野科目で行っており、教育課程の編成上の重複をさけるため。
- ・ 正常性バイアス等の心理的側面は、教育心理学及び精神看護学において学修する。AED 及び一次救命措置についても、基礎看護学及び成人看護学(急性期)において繰り返し、講義・演習・実習を実施しているため。
- ・ 教員免許取得における他の授業（学校保健）にて当該内容を扱っているため。
- ・ AED や BLS については、別途救急救命講習会で取り扱っているため。
- ・ 全学生及び一部学生を対象とした学校安全に係るイベント等の実施により学生が当該内容に触れる機会を設けている
- ・ 本学の特徴として多くの学生がキャンパス内で生活していることから、学内居住者を対象とした夜間の避難訓練やそれに伴う安否確認訓練等を年 2 回の割合で実施したり、年 1 回の救命講習において AED を用いた実習を行ったりしている。
- ・ AED や救命法は、自動車免許取得時に講習がある。本学の教職課程履修生は、ほとんどが自動車免許を取得することから、教職課程と自動車学校で重複履修となるため対応していない。過去 A E D の使用法を他の授業で実施したところ、「自動車学校で実施済み」という意見があり、当該授業でも行わないこととした。

※それぞれの項目毎に主な意見を抜粋・集約した（以下同様）

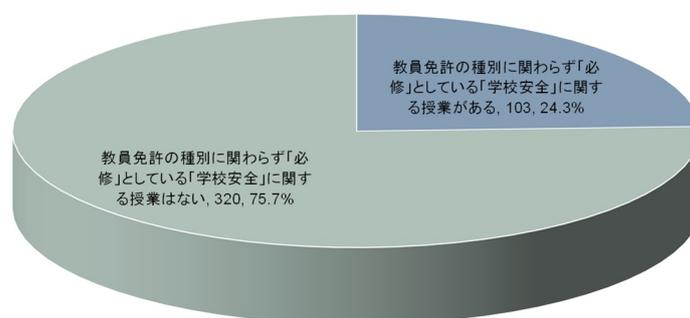
② 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業以外で「必修」としている学校安全に関する授業について

1) 該当する授業の有無

「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業以外に「必修」としている学校安全に関する授業の有無についてみると、「ある」と回答した割合は24.3%である。

図表 2-19 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業以外で「必修」としている学校安全に関する授業の有無

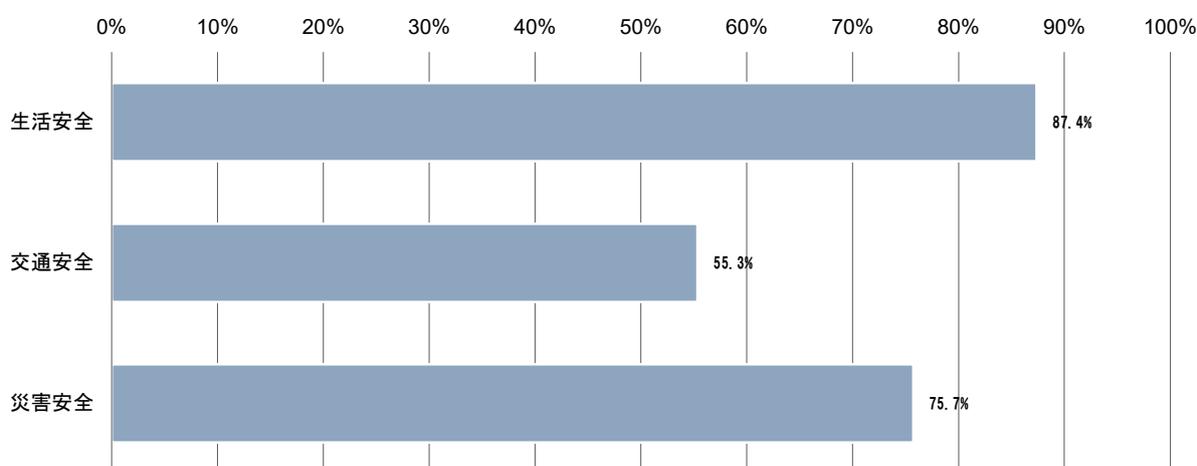
(n=423)



当該授業で取り扱っている学校安全の分野についてみると、生活安全が87.4%と最も高く、交通安全が55.3%と最も低い値となっている。

図表 2-20 教員免許を取得する際に「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業以外で「必修」としている学校安全に関する授業で取り扱う学校安全の分野

(n=103)



注) 本回答は複数回答である

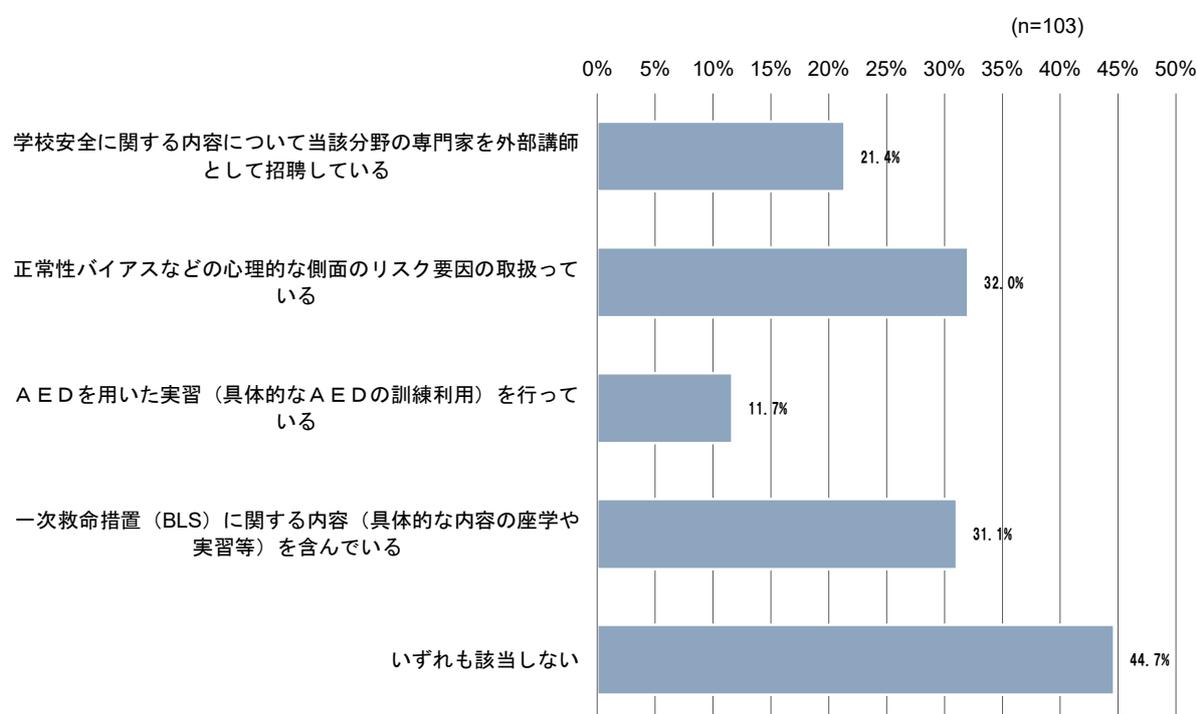
2) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況

いずれにも該当しないとされた大学が44.7%であったが、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムよりは低い割合となっている。

実施している内容では、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている」が最も高く32.0%であり、ついで「一次救命措置（BLS）に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる」（31.1%）となっている。

いずれの内容も「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムより高い割合を示している。

図表 2-2 1 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況



注) 本回答は複数回答である

その具体的内容として回答された内容は以下の通り。

図表 2-22 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の具体的な内容

学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している具体例
<ul style="list-style-type: none"> ■他校教員、教育委員会等の招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育委員会学校安全課の講師による講義を実施。 ・ 外部講師（元校長経験者）に、学校運営の観点から、学校運営のことを講義。 ■警察、消防、行政（防災関係部署）等関係者の招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の危機管理職員によるハザードマップ、避難、ローリングストック、災害の種類等について講義 ・ 県警による交通安全、犯罪被害とその心理（影響）に関する講義 ■救命救急関係者の招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署員を講師とした救命救急講習を実施し、その中で救命措置の理論の講義、胸骨圧迫及びAEDを用いた実習を行っている。 ・ 消防庁の施設で体験学習を行い、専門家からの助言がある。 ■経験者（教員含む）の招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に不審者が侵入した経験をもつ教諭の講話を聴く。また、当該現場の見学を行う。 ■学内の専門家の招聘 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校薬剤師を招聘。 ・ 教職実践演習の時間に大学の保健師から学校安全についての講義を受けている。
正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている内容
<ul style="list-style-type: none"> ■理論的枠組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 正常性バイアスやハインリッヒの法則など理論的枠組みについて扱っている ■具体的な事象に基づいた説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年9月さいたま市立日進小学校で発生した桐田明日香さんの事例や石巻市立大川小学校の事例などを用いて、心理的危機状況における心理的なリスク要因についての学修を行っている。 ・ 学校生活上の安全に関する具体的な事例を用いた考察・理解 ・ 正常性バイアス等の心理についてと災害時の事例等についての説明を座学で実施 ・ 児童生徒、教職員の安全を図るためのリスクマネジメント、クライシスマネジメントにおけるリスク要因として、正常バイアスなどの心理的側面を取り上げ、具体的な場面を通して指導。 ・ 学校事故の具体的な事例を通して、心理面を含めて授業を構成している。 ・ 経験者の講話を聴く。 ・ 学校長としての経験から、実際に起こった事故・事案、及び、それらが起こった要因や対処の在り方について講話をいただいている。また、運動会(組み体操など、ケガのリスクの高い種目)において、「例年事故が起こっていないから例年通り」として運用することの危険性について扱っている。

<p>■ワーク等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階ごとに生じやすい心理的な問題と健康の関連や認知行動療法のワークを行う。 ・ ハザードマップ作成演習の際、安全対策がなかなか出来ない要因として、正常バイアスを入れている ・ 防災ゲーム「クロスロード」を用いたノンテクニカル・スキル訓練も授業の中で実施している。 ・ 特別活動等での学校外での活動における安全確保のための理解 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害が発生した際の心理や避難行動を起こす際に働く正常性バイアスについて、複数の論文等の知見から学ぶ。
<p>AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っている内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命講習を実施 ・ 本人及び乳幼児の AED 訓練 ・ ASD による心肺蘇生について専門家による講習を受けた教員から学生への伝達講習形式の授業を実施 ・ 日本赤十字社より講師を招き、AED の訓練も含めた乳幼児向けの救急救命講習を実施 ・ 「看護臨床実習」の際に、市町村で実施されている救急救命講習を受講して認定証を発行してもらい卒業後の生涯学習としても位置づけている。
<p>一次救命措置（BLS）に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる内容</p>
<p>■テキストや実事例による座学での実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急措置・心肺蘇生の方法の説明及び資料配付 ・ 桐田明日香さんの事例などを用いて、一次救命措置の重要性についての学修を実施している。 ・ BLS について専門家による講習を受けた教員から学生への伝達講習形式の授業を実施 ・ AHA 2020 年ガイドラインおよび JRC 蘇生ガイドライン 2020 等についての座学を実施 ・ ASUKA モデルおよび一次救命措置の内容について扱っている <p>■演習・実技の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護教諭指導担当教員と学生によるデモンストレーションを行い、学生を指導している。 ・ 成人及び乳幼児の一次救命措置訓練 ・ 呼吸管理の方法を、シミュレーターを用いて演習で学習する。 <p>■映像による学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故発生時の応急処置等を扱う際に、スポーツ振興センター作成の AED 使用や心肺蘇生法に関する動画を見せている。 ・ 心肺蘇生の方法や AED の取り扱いに関して、主に映像を通して講義を行っている。

■グループワークでの実践

- ・ 資料情報提供及び学生自身の収集による時事問題やニュースを Classroom にて共有して意見交換するなど、実践に活かす学びを継続している。

3) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由

特になし、との回答も一定数見られた。

課題については、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラム」と概ね同様の内容がみられており、「予算、機材の不足」「授業時間数の不足」「受講人数が多さや授業形態により実施が困難」といった内容があげられた。また、そのほかにも、実施をしていない理由として「担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない」や「求められる内容との関連性や必要性への疑義」「代替可能な授業や機会がある」との指摘もなされている。

図表 2-23 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を行う上での課題や実施していない理由

■予算、機材の不足

- ・ 訓練用の AED が整備されていない。
- ・ 受講学生数に対する器具・機材等の不足
- ・ 外部講師を招聘する予算がない。

■授業時間数の不足

- ・ 該当する授業の内容が教職全般に渡るため、学校安全の内容にのみ時間を割くことができないため。
- ・ AED を用いた実習まで組み込むだけの時間が確保できないことが課題である。
- ・ 「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を 1 コマで実施しており、さらに他の内容を扱う時間的なゆとりがないため。

■受講人数が多さや授業形態により実施が困難

- ・ 対面と遠隔とのハイブリッドによる多人数対象の講義であり、該当時間は一時間のため、実習を行うことが困難であり実施していない。

■担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない

- ・ 当該授業を担当している教員は、義務教育学校での学校安全を「保健主事」「養護教諭」をして担当した経験をもっており、その具体的な内容も含めた講義を行っているため、外部講師の招聘をしていない。

■求められる内容との関連性や必要性への疑義

- ・ 当該の授業の趣旨と異なっているため。
- ・ 土佐高校生落雷事件や付属池田小学校事件、大川小学校判決など、具体的な訓練を実施する理由となる重要判例の説明をすることを優先としている。
- ・ （主要指標に該当する授業が）教職課程の学校安全の範囲にあるかどうか不明である。

- ・（主要指標に該当する授業が）大学の授業として扱うにはやや大掛かりな印象を受ける。また、必ずしも学校安全に強い関心を持っている学生ばかりではない。よって、中教審答申に示されている学校安全の基本理念や、実践事例の資料映像を用い学ばせたりする方が、教育効果が高いと感じている。

■代替可能な授業や機会がある

- ・ 教免必修以外の科目で取り扱っている
- ・ AEDの実技並びにBLS（ASUKAモデルや「15分間の奇跡 先生の救命リレー」等の教材も活用）については他の必修科目の中で取り扱っている
- ・ 全学生及び一部学生を対象とした学校安全に係るイベント等の実施により学生が当該内容に触れる機会を設けている。

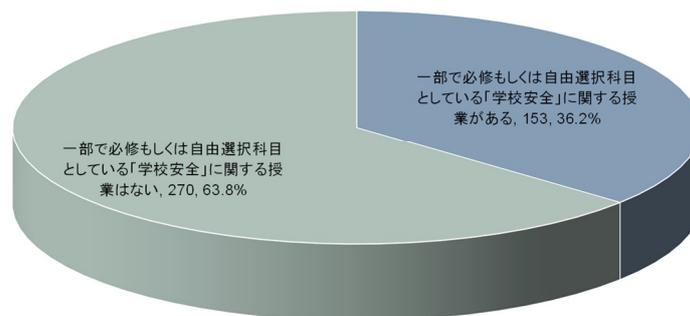
③ 一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている学校安全に関する授業の内容について

1) 該当する授業の有無

一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている学校安全に関する授業の有無についてみると、「ある」と回答した割合は36.2%である。

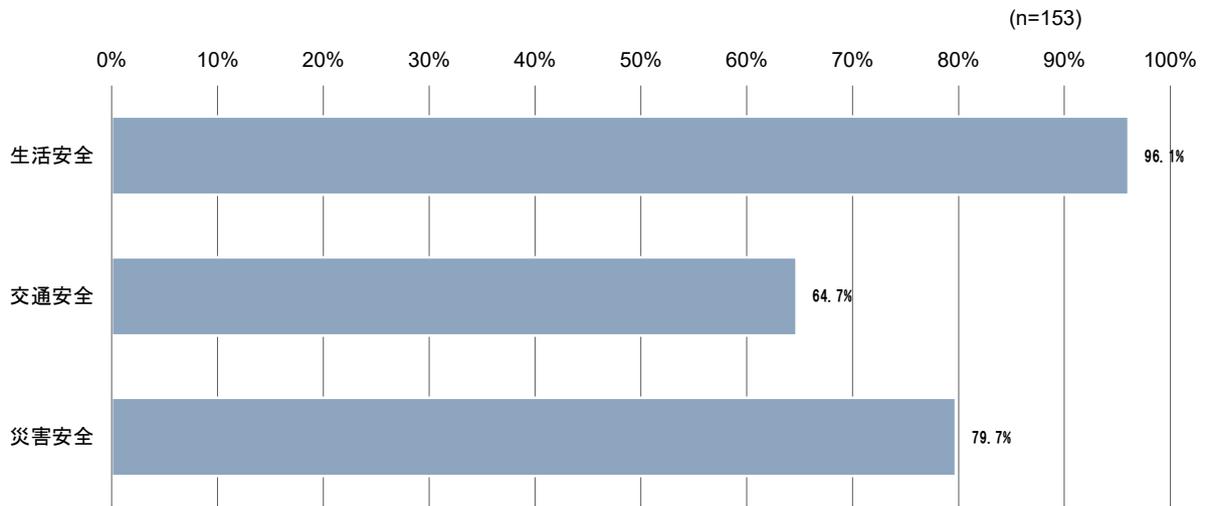
図表 2-24 一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている学校安全に関する授業の有無

(n=423)



当該授業で取り扱っている学校安全の分野についてみると、生活安全が96.1%と最も高く、交通安全が79.7%と最も低い値となっており、その他の学校安全に関する授業と同様の傾向を示している。

図表 2-25 一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている
学校安全に関する授業で取り扱う学校安全の分野



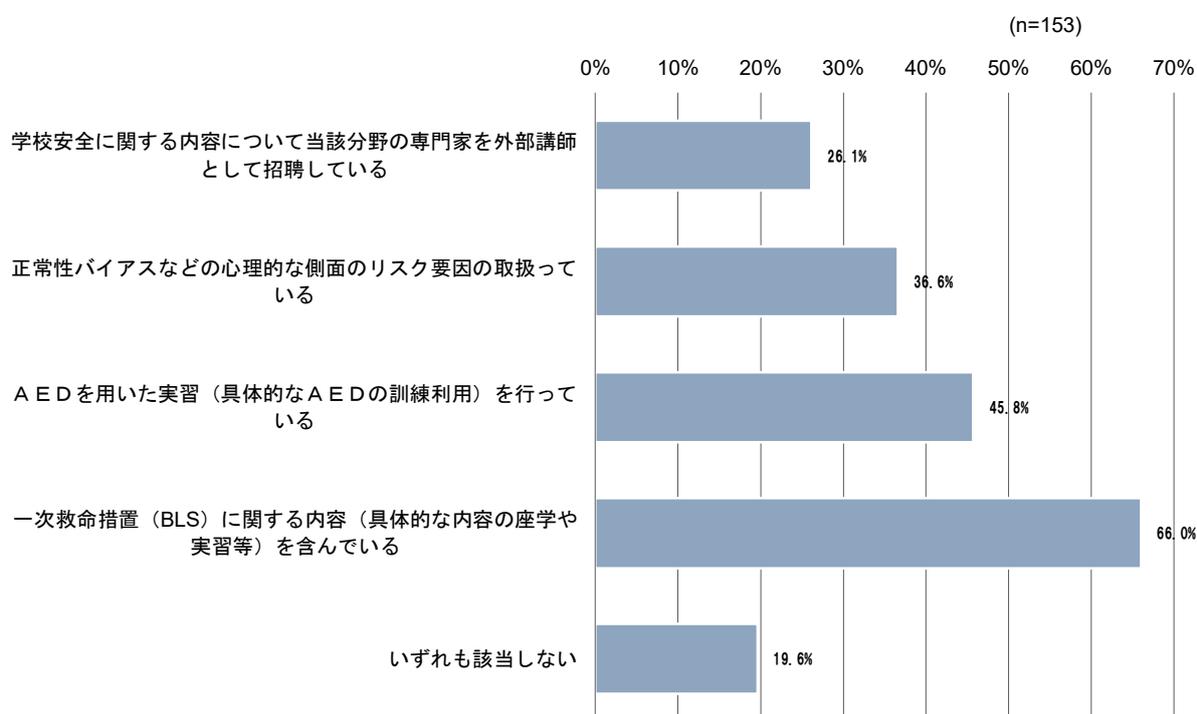
注) 本回答は複数回答である

2) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況

いずれにも該当しないとされた大学が19.6%であり、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラム」や、その他必修科目と比べると低い値となっている。

実施している内容では、「一次救命措置（BLS）に関する内容（具体的な内容の座学や実習等）を含んでいる」（66.0%）が最も高く、ついで、「AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っている」（45.8%）であり、一部必修もしくは自由選択科目については実習系の授業が重視されている様子が見えてくる。

図表 2-26 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の状況



注) 本回答は複数回答である

その具体的内容として回答された内容は以下の通り。

図表 2-27 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業の具体的な内容

学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している具体例
<p>■外部の教職員（経験者含む）の招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の養護教諭を招聘し、学校安全についての実際の活動に関する講義を実施。 ・ 学校教員経験者の外部講師を招聘。 <p>■警察、消防、医療関係者の招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本赤十字社の指導員による実習 ・ 市の消防機関の救急担当者を講師として招聘している。 ・ 警察官による講演を行っている。 ・ 応急手当普及員と救急隊による救急法演習の実施 ・ スポーツドクターの資格を有する医師が非常勤講師として集中講義を担当 ・ 小児の救急救命医である医師をゲスト講師として、招聘 <p>■学内（他科）の専門家の招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急救命士等の資格を有する救急救命学科教員が、救命救助法を習得する実習を実施 ・ 本学教育福祉学科の教員による講義 <p>■その他の有識者の招聘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オムニバス形式で実施し、専門家から事例等を紹介 ・ 当該分野の専門家が非常勤講師として授業を担当している。 ・ 科目「スポーツ経営・管理」においてテーマごとに外部講師を招いて実施。 ・ 学校安全に関する専門家（ジャーナリスト）を特別講師に招いて講義を実施。 ・ 県の保健所長による、保健所の役割（とくにコロナ感染症や地震時の行政としての対応等）についての講義 ・ 医師の資格を有する者やアスレチック・トレーナの資格を有する者に講師を依頼し、怪我やスポーツ障害、熱中症、やけど、溺水、頭部外傷など学校現場でも起こりうる傷害に対する予防法や救急処置の方法について、講義
正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている内容
<p>■理論的枠組みに関する説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時・事故発生時の正常性バイアスと同調性バイアスを扱っている。 ・ 幼稚園教諭一種免許状の課程において、予期せぬことを想定の範囲内にする行動の必要性をスイスチーズモデルで解説。 ・ 「潜在危険論」（事後が発生して初めて顕在化する危険性・リスク）といった、心理的要因に関わる理論のほか、ハインリッヒの「ドミノ理論」、ハドンの「マトリックス」など、事故発生メカニズムを取り扱っている。 ・ 正常性バイアス、犯罪機会論、ハインリッヒの法則など理論的枠組みを紹介している。 ・ 事故要因についての SHELL モデルを紹介し、それを含めた事故要因の分析、屋外での安全点検を模した演習を実施している

■具体的な事象に基づいた説明

○過去に発生した災害や事故等を用いた説明

- ・ 東日本大震災における大川小学校事故を題材として、同調性バイアスや正常性バイアスを扱っている。
- ・ 2011年9月さいたま市立日進小学校で発生した桐田明日香さんの事例や石巻市立大川小学校の事例などを用いて、心理的危機状況における心理的なりスク要因についての学修を行っている。
- ・ 附属池田小事件や東日本大震災の大川小、調布市チジミ事件を題材に正常性バイアスが働いた点について取り扱っている。
- ・ 体育授業での事故の判例などを用いて、体育授業でのリスク管理及び正常性バイアスのリスク要因についての説明

○想定される具体的事例を用いた説明

- ・ 体育・スポーツ活動中のヒヤリハット事例を紹介し、事故が起こりうる場面のイメージづくりを行っている。
- ・ 学校で起こるけがの発生要因について取り扱っている。
- ・ インターネットトラブルを取り扱っている。中高生による被害が多いことに対して、心理的な不安定さや、恒常性バイアス等を取り上げている。
- ・ 危機管理マニュアルの作成や災害発生、避難訓練、不審者対応等の内容において、正常性バイアス等の要因を取り上げている。

■ディスカッションやワーク等の実施

- ・ 防災ゲーム「クロスロード」を用いたノンテクニカル・スキル訓練も授業の中で実施している。
- ・ 予期せぬ出来事に対する要因を考えさせ、処置、対応の演習を行っている。
- ・ 想定外を想定した安全配慮の必要を学び、学校教育における緊急連絡体制を作成する。
- ・ 親が子供を愛情深く育てるはずという認識から、ネグレクトや教育放棄などへの対応について議論し共有した。
- ・ 学校管理下での重大事故の複数事例を取り上げて、特に熱中症での死亡例についてグループワークを行い、要因について考えた。
- ・ 東日本大震災を例にして、正常性バイアスのような知識面での提供を行うとともに、レポート課題として学校安全計画を半年分作成する課題を課している

■その他（より幅広い心理的要素に関する内容）

- ・ 居住地の災害リスクや具体的な自助共助の重要性等の客観認識を高めることで、危険リスクを正しく恐れ、減災意識を高める基本的態度を育成しようとしている
- ・ 学校における事件・事故・災害等について、心理的支援を中心に（その他、救命救急、学校体制、教育活動も含む）、発生直後、事後、未然防止の対応について扱っている。また、子どものストレス反応とその対応について扱っている。

AEDを用いた実習（具体的なAEDの訓練利用）を行っている内容

※AED、人体模型を利用した実習を実施するにあたって、追加で活用している教材や人材、実施方法などに関する事例を整理

■動画の活用

- ・ トレーナは用いずに動画等でフォローしている
- ・ 訓練機器と動画を用いて、実習している。

■他の機関・組織との連携

- ・ 学内エクステンションセンターで実施されている CPR 実習講座へ誘引している。
- ・ 日本救急医学会 市民のための心肺蘇生 (jaam.jp)を参考に毎年デモ機を用いて実施 (2023年度はデモ機を借用できず未実施)
- ・ 赤十字社と連携した実習を行っている。
- ・ 応急手当普及員と救急隊による救急法演習の実施
- ・ 地域の消防署の職員の方に出向を依頼し、AEDを用いた自衛訓練を行っている。

■学内の有資格者の活用

- ・ 3時間の市民救命士講習を学内応急手当普及員により実施し、所轄消防署長から履修証を発行。
- ・ 応急手当普及員認定資格のある教員による救急蘇生法の指針(市民用)2020のガイドラインに沿った演習
- ・ 医師の資格を有する教員により AED および人体模型をもちいた実習を行っている。

■グループ単位での実施

- ・ 事前学習、デモンストレーション、グループワークによる実技演習の流れで実施
- ・ 実際の事例やロールプレイの動画視聴ならびに練習機を用いた訓練をグループ単位での実施
- ・ 少人数のグループごとに、人体模型と AED を使用した心肺蘇生法の実習を行っている。
- ・ 心肺蘇生人形および AED トレーナを使用してグループ別に実技を実施している

一次救命措置 (BLS) に関する内容 (具体的な内容の座学や実習等) を含んでいる内容

■テキストや具体的事例等による座学による講義

- ・ 救急措置、対応について、根拠となる学校教育基本法と併せて座学で説明している。
- ・ 桐田明日香さんの事例などを用いて、一次救命措置の重要性についての学修を実施している。※実習は含まない。
- ・ 応急手当普及員認定資格をもつ教員による救急蘇生法の指針(市民用)2021のガイドラインに即した講義及び演習
- ・ 赤十字社の資料を用いた講義。
- ・ 大阪ライフサポート協会による「一次救命措置」の講習会の
- ・ AHA 2020年ガイドラインおよび JRC 蘇生ガイドライン2020等についての座学を実施
- ・ 赤十字の職員の方に講師を依頼し、一時救命措置に関する内容や実習を実施している

- ・ 必修科目「救急処置」の授業において、赤十字社と連携した実習を行っている。(赤十字ベーシックライフサポーター認定)

■演習・実技の実施

○救急処置全般

- ・ 傷病者を発見した状況を想定して一連の処置を確認する実技
- ・ 医師の資格を有する教員により人体模型を用いて BLS に関する講義・実習を行っている。
- ・ 消防署救急隊員による救急救命講習を実施
- ・ 意識障害のある児童生徒に対する小児初期評価および ABCDE アプローチ・搬送法を実習
- ・ 蘇生法（止血法や処置法など）について人体モデルを使用しての実習を伴う座学

○心肺蘇生、人工呼吸

- ・ 事故・災害発生時の対応を学習し、人工呼吸の方法を実践する。
- ・ 安全確認、通報、心肺蘇生法（CPR）の一連の流れによる実習
- ・ 講義の後、心肺蘇生人形および AED トレーナを使用してグループ別に実技を実施している。

○エピペン

- ・ エピペン使用デモンストレーション
- ・ アナフラキシショックへのエピペンの使用や熱中症への応急処置等を学修。
- ・ 調布市立学校児童死亡事故を題材として、アナフィラキシー発現時の BLS を扱っている。

■映像等による学習

- ・ 一次救命処置の手順や注意点を学ぶための映像視聴
- ・ 日本スポーツ振興センターの映像資料「学校のスポーツ事故を防ぐために」を放映
- ・ 蘇生学会監修の DVD を視聴
- ・ 日本スポーツ振興センター「学校安全 Web」のコンテンツ紹介

■討議、シナリオ演習などの活用

- ・ 一次救命措置の座学の講義及び裁判事例での討議を行っている。
- ・ 緊急時の対応における組織図について、意識の有無を判断区分として、第 1 発見者から時系列で書き出し、一次救命措置を含む想定で組織図の作成に挑む。
- ・ 実際の事例やロールプレイの動画視聴ならびにロールプレイのシナリオを利用した実習

3) 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を実施する上での課題や導入できない理由

特になし、との回答も一定数見られた。

課題については、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラム」等と概ね同様の内容がみられており、「スケジュール調整等の手続きの難しさ、機材の不足」「授業時間数の不足」「受講人数が多さや授業形態により実施が困難」といった内容があげられた。また、そのほかにも、実施をしていない理由として「担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない」や「求められる内容との関連性や必要性への疑義」「代替可能な授業や機会がある」との指摘もなされている。

図表 2-28 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標に該当する授業を行う上での課題や実施していない理由

<p>■スケジュール調整等の手続きの難しさ、機材の不足</p> <ul style="list-style-type: none">・ 時間割に合わせて外部の専門家を招聘するのは調整が難しい・ AED と連携した BLS 機材を購入できない。・ 外部講師の専門家を招いたり、実技・実習的内容を導入したりするのは時間的・経費的に難しい。 <p>■授業時間数の不足</p> <ul style="list-style-type: none">・ AED を用いた実習まで組み込むだけの時間が確保できない。・ 取り扱う内容が広いため演習や実技までは取り入れられない。 <p>■受講人数が多さや授業形態により実施が困難</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大教室の授業であり、実習を行うのは難しいので、内容の説明や動画の視聴をしている。・ 人数が 200 名を超え、用具も足りない。・ 当該授業科目が、遠隔での対応となっているため具体的な実習を含めた授業展開ができない。 <p>■担当教員の能力が十分であり（外部講師の招聘を）必要としない</p> <ul style="list-style-type: none">・ 担当教員は、学校安全に関する分野の専門家である。その教員が着任するまでは外部講師として招聘していたが、今年度から本学に着任し、授業を担当しているため、外部講師は招聘していない。・ 授業担当者がリスクマネジメントを専門としており、更に日本赤十字社救急法指導員のため、外部講師は招聘していない。 <p>■求められる内容との関連性や必要性への疑義</p> <ul style="list-style-type: none">・ カリキュラムの時程および内容構成上、困難である・ 含むべき項目の優先順位を考慮して授業内容を構成した結果、上記のような内容となったため。 <p>■代替可能な授業や機会がある</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大学保健管理センターにて全学学生に向けた企画などがある・ AED を用いた実習及び一次救命措置(BLS)に関する内容は、別の科目で扱っているため。

④ 必修授業における「教員養成における学校安全の学修の充実」において定められている主要指標の対応状況（再集計）

ここでは、（教育課程にかかわらず）必修とされている授業（①及び②の分析結果が該当）について、以下の「教員養成における学校安全の学修の充実」において定められている主要指標に関連するデータについて、一部再集計を行った。

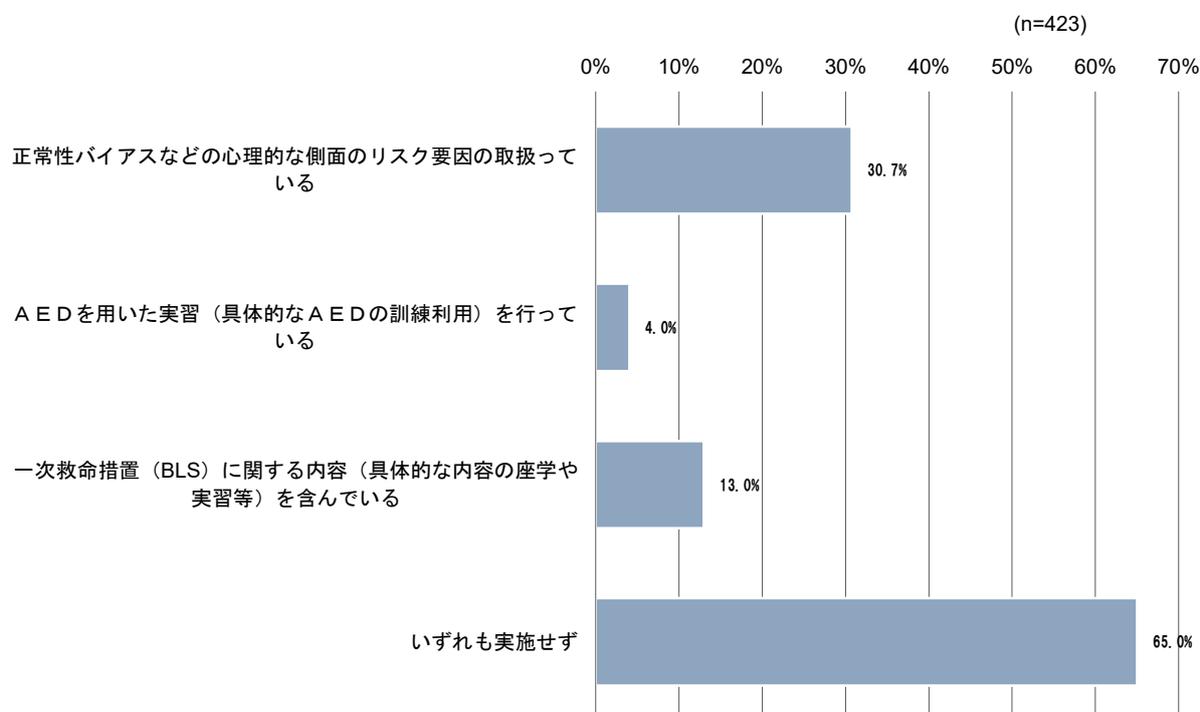
具体的には、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱等の状況」「AED を用いた実習の実施状況」「一次救命措置「BLS」の実施状況」について、必修とされている授業のいずれかで実施している割合を集計した。

図表 2-29 「教員養成における学校安全の学修の充実」における主要指標

- ・ 教員養成機関における、学校安全の取扱い状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）
- ・ 教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況

その結果、必修授業ではいずれも実施していない団体が65.0%をしめるが、それぞれ、「正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い」（30.7%）「AEDを用いた実習の実施」（4.0%）「一次救命措置「BLS」の実施状況」（13.0%）であった。

図表 2-30 教員養成における学校安全の学修の充実における主要指標に該当する「必修」授業の状況



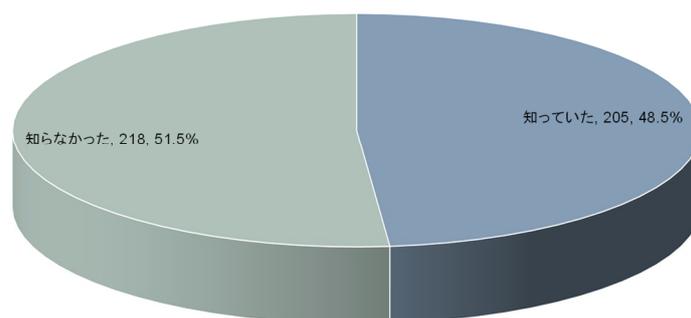
注）本回答は複数回答である

⑤ 教職員のための学校 e-ラーニングの認知及び利用状況

「教職員のための学校 e-ラーニング」については、「知っていた」の割合が 48.5%、概ね半数程度であった。

図表 2-3 1 「教職員のための学校 e-ラーニング」の認知状況

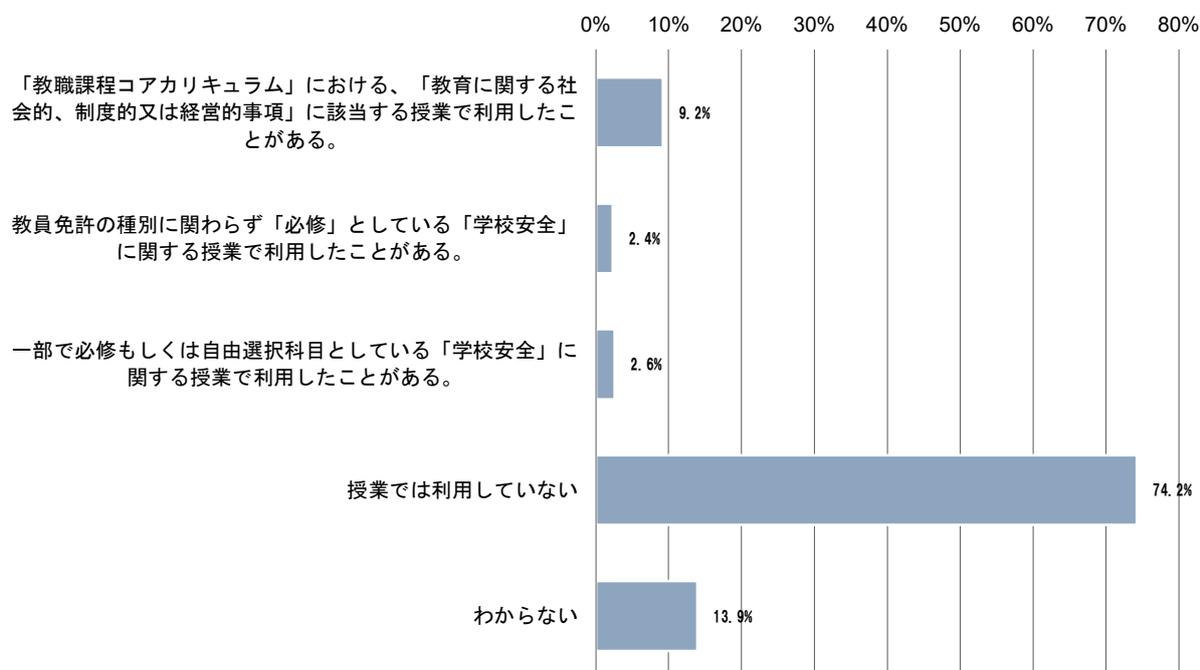
(n=423)



利用状況についてみると、74.2%が授業では利用していないと回答している。

図表 2-3 2 「教職員のための学校 e-ラーニング」の授業での利用状況

(n=423)



注) 本回答は複数回答である

第3章 第3次学校安全推進計画の推進に向けた方策

1. 第3次学校安全推進計画の点検

(1) 主旨

第3次学校安全推進計画を推進するにあたっては、同計画に位置付けられた取組の方向性や主要指標が適切に相互関係し、第3次学校安全推進計画の目標実現に向けて、論理矛盾なく体系的に整理されている必要がある。

令和4年度から令和8年度を計画期間とする同計画の更なる推進に向け、主要指標のあり方や、取組の方向性などを点検し、今後の安全推進計画のPDCAサイクルの構築及び次期推進計画の検討に資する検討を行うこととする。

(2) 現行計画における課題と本検討における留意事項

① 現行計画における目指すべき姿について

第3次学校安全推進計画は、目指す姿として次の3つを位置づけている。

- イ) 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- ロ) 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロにすること
- ハ) 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

これら3つの目指す姿の実現に向け、5つの推進方針を設定し、学校安全に関する具体的な取組の推進と学校安全に関する社会全体の意識向上を図るとしている。

図表 3-1 第3次学校安全推進計画における推進方策

推進方策1. 学校安全に関する組織的取組の推進 <ul style="list-style-type: none">○ 学校経営における学校安全の明確な位置付け○ セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、学校安全計画を見直すサイクルの確立○ 学校を取り巻く地域の自然的環境をはじめとする様々なリスクを想定した危機管理マニュアルの作成・見直し○ 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、学校安全に関する研修・訓練の充実○ 教員養成における学校安全の学修の充実
推進方策2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 <ul style="list-style-type: none">○ コミュニティ・スクール等、学校と地域との連携・協働の仕組みを活用した学校安全の取組の推進○ 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムに基づく関係機関が連携した取組の強化・活性化○ SNSに起因する児童生徒等への被害、性被害の根絶に向けた防犯対策の促進
推進方策3. 学校における安全に関する教育の充実 <ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保、学校における教育手法の改善○ 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実、関係機関（消防団等）との連携の強化○ 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集○ ネット上の有害情報対策（SNSに起因する被害）、性犯罪・性暴力対策（生命（いのち）の安全教育）など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進
推進方策4. 学校における安全管理の取組の充実 <ul style="list-style-type: none">○ 学校における安全点検に関する手法の改善（判断基準の明確化、子供の視点を加える等）、学校設置者による点検・対策の強化（専門家との連携等）○ 学校施設の老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能の整備の推進○ 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用○ 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等（学校事故対応に関する指針の内容の改訂に関する検討）
推進方策5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等 <ul style="list-style-type: none">○ 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進（調査項目、調査方法の見直し等）○ 災害共済給付に関するデータ等を活用した啓発資料の周知・効果的な活用○ 設置主体（国立・公立・私立）に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供○ AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進○ 学校安全を意識化する機会の設定の推進（各学校の教職員等の意識を高める日・週間の設定等）○ 国の学校安全に関する施策のフォローアップの実施

資料：文部科学省「第3次学校安全の推進に関する計画（概要）」

② 計画の進行管理に必要な指標の設定（目標値の設定）について

計画の進捗管理を行うためには、適切な指標を設定した上で、その指標の進捗度あるいは実現度を踏まえ、取組の継続や見直し等の議論が行われる必要がある。

そこで、現行計画に位置付けられた指標についてみる。

1) 目指す姿に位置付けられた指標

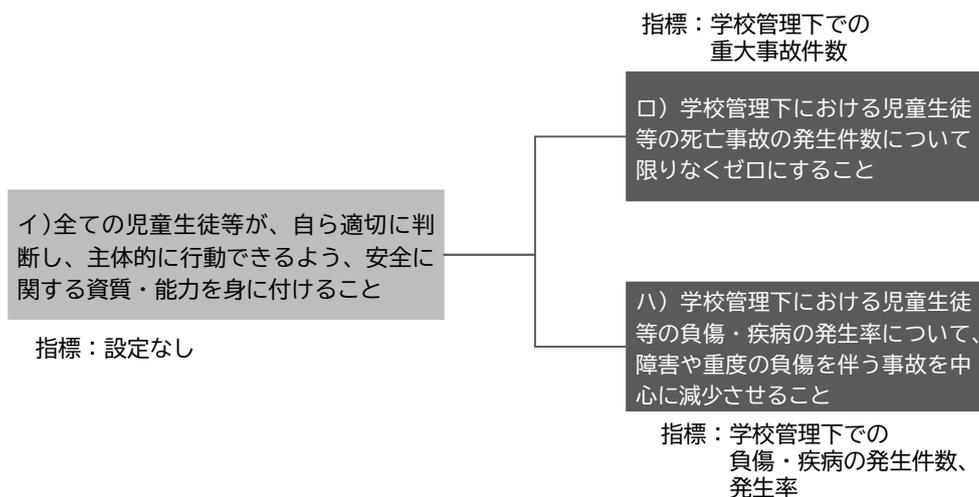
目指す姿の内容に位置付けられた主要指標は次のとおりである。

- | |
|-------------------------|
| ✓ 学校管理下での重大事故件数 |
| ✓ 学校管理下での負傷・疾病の発生件数、発生率 |

まずこれらの指標を踏まえると、目指す姿のイ～ハのうち、ロとハに該当する指標であるといえる。しかしながら、ハについていえば、「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」とされており、そもそも当該指標が適切であるか検討の余地がある。施策の方向性からは「障害や重度の負傷を伴う事故を減少すること」が目的と捉えられるが、指標を見ると「児童生徒等の負傷・疾病の発生」を低減するようにみえる。確かに、児童生徒等の負傷・疾病が減少すれば、障害や重度の負傷を伴う事故を減少することに繋がるが、方向性とそれを表す指標が一致しているとは言い難い。

また、時系列と因果関係を鑑みれば、イの結果としてロとハが実現するものと考えられる。よって、これらの事実から、目指す姿に関して次のような整理となるものと思われる。

図表 3-2 現行計画における目指す姿の関係性



本来、目指す姿は、計画における最上位の目標となるべき考え方であるが、目指す姿イ～ハについては、目指す姿の粒度が異なり、目指す姿の間で因果関係が構築されている可能性が高い。また、指標についてみれば、イについては指標が設定されておらず、具体的にどのような状態を目指せばよいのか不明確である。

ロ、ハについて指標そのものは設定されているものの、その目標値が設定されておらず、計画期間の令和8年度を目標としたものであるとするならば、令和8年度時点での目標値を明確に打ち出す必要がある。そうでない場合に、現行計画期間が終了した時点で、達成状況を把握することはできず、達成状況を把握できていない場合に、次期計画においてどのような取組を進めていくことが望ましいかといった検討も本来的にはエビデンススペースに行うことができない状況にあるといえる。

2) 各推進方策内に位置付けられた指標

現行計画では、推進方策1～5の「大項目」、各推進方策の下に紐づけられた「中項目⁵」、さらに一部の中項目にはさらに下層の「小項目⁶」が設定され、主に「中項目」、「小項目」に主要指標が紐づいている。大項目、中項目、小項目、主要指標の一覧は次頁のとおりである。

主要指標について、すべての中項目、小項目に主要指標が設定されているわけではなく、項目の取組状況を把握し、適切にPDCAサイクルを回すことのできる状況にはない。

さらに、1つ1つの指標をみると、「学校安全を学校経営に位置付けている学校数」といったように明確な指標がある一方で、「学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制」のように、何を以てその状態を図ればよいか、あるいは、複数の状態が混在しており、評価がしづらい指標もある。

3) 目指す姿と各推進方策内に位置付けられた主要指標

現行計画の進行管理を行う上では、目指す姿に位置付けられた指標が、各推進方策内に位置付けられた指標の実現により達成されるという因果関係がなければならない。

このとき、現行計画においては大きく2つの課題がある。

1つ目は、目指す姿と各推進方策に位置付けられた指標の乖離である。中項目あるいは小項目に位置付けられた指標の結果が、即ち目指す姿の指標に影響する体系となっているが、中項目あるいは小項目に位置付けられた1つ1つの指標は、目指す姿に位置付けられた指標への影響する度合いが低いことは明らかである。

2つ目は、現行行計画では、中項目に複数の指標が設定されており、最も多い指標で6つ位置づけられ、複数の指標を位置づけることもあるが、中項目の達成状況を適切に評価する上ではやや多く、評価しづらいものと思われる。

③ 大項目、中項目、小項目の粒度について

②1) で述べたとおり、目指す姿に位置付けられた方向性の粒度が異なる。さらに、中項目でみても、たとえば「安全教育に係る時間の確保」といったように中項目で取組が明確なものから、「危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実」といったように多くの取組を含む項目もあり、中項目においても粒度が揃っていない。

⁵ 現行計画でいえば、「Ⅱ1. (1)」「Ⅱ1. (2)」の項目レベルにあたる。

⁶ 現行計画でいえば、「Ⅱ2. (2) ①」「Ⅱ2 (2) ②」の項目レベルにあたる。

そのため、計画全体を体系的に整理する場合に、中項目の範囲が広い場合には、主要指標が位置づけられる最小単位の粒度が揃うよう、小項目あるいは細項目を適宜設定することが望ましい。

図表 3-3 大項目、中項目、小項目、主要指標の関係

主要指標	小項目	中項目	大項目
学校安全を学校経営に位置付けている学校数 学校における校内体制の整備状況(校内安全委員会、学校安全部などの設置) 学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数	- - -	(1)学校経営における学校安全の明確な位置付け	1. 学校安全に関する組織的取組の推進
学校安全計画の策定状況 各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況 学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校数	- - -	(2)学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	
危機管理マニュアルの策定状況 各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況 災害の種類(地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等)及び学校の立地(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等)に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況 地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況	- - - -	(3)危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	
危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況 事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況	- -	(4)学校における人的体制の整備	
校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員(学校安全主任(主事)など)が位置付けられている学校の割合 学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	- -	(5)学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	
校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制 危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況	- -	(6)教員養成における学校安全の学修の充実	
教員養成機関における、学校安全の取扱状況(学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等) 教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置(BLS)の実施状況 地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数	- - -	(1)家庭、地域との連携・協働の推進	2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
学校安全に関する PTA の参画状況(安全点検、登下校時の見守り活動等) 市町村通学路交通安全プログラムの策定状況 各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況	- ①通学時の安全対策の推進 -	(2)関係機関との連携による安全対策の推進	
地域住民の避難受入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合	②防犯対策における取組 ③災害発生時の避難所運営に係る取組		
学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育的指導時間の状況	-	(1)安全教育に係る時間の確保	
実践的な避難訓練の実施(余震の想定、停電時や悪天候の想定など) 地域の災害リスクや災害の種類(地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等)に応じた安全教育の実施 地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施(消防団との連携、避難所設置訓練など) デジタル技術を活用した安全教育の実施状況	- - -	(2)地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	
-	-	(3)学校における教育手法の改善	
SNSに関する安全教育の実施状況 性犯罪・性暴力の防止のための「生命(いのち)の安全教育」の実施状況 SNSに関する安全教育や「生命(いのち)の安全教育」の学校安全計画への位置付け 児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数	- - - -	(4)幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信 (5)現代的課題への対応	
専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数 学校施設における老朽化対策実施率(公立・国立) 学校施設における非構造部材の耐震対策実施率(公立・国立) 学校施設における構造体の耐震化率(私立)	- - - -	(1)学校における安全点検に関する手法の改善 ②学校設置者による点検・対策の実施	4. 学校における安全管理の取組の充実
学校施設における重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況	-	(2)施設・設備の安全性の確保のための整備	
-	-	(3)重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	
-	-	(4)学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	
-	①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知 ②学校現場における事故情報等の効果的な活用 ③設置主体に関わらない取組の推進	(1)学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	
-	-	(2)科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	
各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況	-	(3)学校安全を意識化する機会の設定の推進	5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等
-	-	(4)学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	
-	-	(5)学校安全に関する施策のフォローアップ	

資料：文部科学省「第3次学校安全の推進に関する計画」より作成

(3) PDCAサイクルの構築に向けた改善の方策

(2) の整理を踏まえ、PDCAサイクルの構築に向けた改善方策について提言する。

① ロジックモデルの考え方の導入

ロジックモデルとは、最終的な目標に対し、その目標を達成するための論理的な因果関係を示したものである。文部科学省をはじめ、各省庁、地方公共団体においても、適切な政策評価とPDCAの実行に向けて導入が進んでおり、本計画においてもロジックモデルの考え方にに基づき、計画を再構築することが望ましい。

② 計画の構造を踏まえたインパクト指標・最終アウトカムの検討・追加

現行計画では、目指す姿が最終目標であり、ここには3つの方向性が位置づけられている。しかしながら、それら3つの方向性には因果関係がみられるほか、3つのうち1つには指標が設定されておらず、各推進方策に位置付けられた主要指標が、目指す姿の2つの指標に直接的に影響する整理となっているなど、十分な指標設定の在り方とはいいがたい。

①のロジックモデルの考え方の導入に関連し、段階的な指標設定を行うことが望ましい。

たとえば、現行計画のインパクト指標として、「学校管理下での事故件数」とする。これにより、現行計画の最終評価が容易になることを期待する。

その上で、「学校管理下の事故件数」を減少させるには、「死亡事故」の発生リスクを特定し、このリスクを減少させる取り組みを通じて、死亡事故件数を減らしていくことが考えられる。

また、「学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること」を評価する指標は、現在の「児童生徒等の負傷・疾病の発生」ではなく、「障害や重度の負傷を伴う事故の減少」とすることが望ましい。なお、これについては、施策の方向性を見守る児童生徒等の負傷・疾病の発生の減少とし、現行指標の通りとする考え方もあるが、障害や重度の負傷を伴う事故の減少に向けては、相当程度の事故だけでなく、相当程度になりかねない事故も含めて負傷・疾病の発生を減少させ、より重大な事故を予防することを目標とすることが重要であると考えたためである。

以上のことから、現行計画の最終アウトカムを「学校管理下における死亡事故の発生件数」「障害や重度の負傷を伴う事故の減少」とすることが考えられる。

③ 中間アウトカムの設定

最終アウトカムを設定した後に、最終アウトカムを達成するために実現すべき中間アウトカムを設定する必要がある。

現行計画では、施策推進の方向性に位置付けられた指標と、目指す姿に位置付けられた指標との間が離れており、段階を踏むことが望ましい。

そこで、推進方策1～5の大項目ごとに、各推進方策の実現度合いを表す中間アウトカム指標を設定することが考えられる。なお、目指す姿であり主要指標の位置づけのない「全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること」については、「推進方策3学校における安全に関する教育の充実」の中間アウトカムとして、適切な指標とともに位置づけることができる。

これにより、段階的な指標設定が可能となり、計画の見直しや評価も容易となる。

④ 推進方策1～5の主要指標の初期アウトカムとしての位置づけと再検討

推進方策1～5の中項目、小項目に位置付けられた主要指標は、中間アウトカムを実現するための初期アウトカムの位置づけとなる。推進方策1～5に位置付けられた中間アウトカムとの因果関係や影響度合いを検討し、指標を再検討することが求められる。

⑤ 適切な指標の設定

初期アウトカム、中間アウトカム、最終アウトカムの体系的整理を行ったうえで、各アウトカムを表す適切な指標（アウトカム指標）を設定する必要がある。

⑥ インプット・アウトプットの整理

現行計画では、取組の方向が記載されているものの、具体的なインプットやアウトプット(KPI)が設定されていない。計画全体の実効性向上に向けては、こうした情報の体系的整理も行う必要がある。

⑦ 具体的な目標値の設定

各指標を整理した後に、過去から現在における指標の状態を把握するとともに、計画期間を見据えた適切な目標値を具体的に設定する必要がある。

⑧ 評価方法の検討

ロジックモデルの考え方にに基づき体系的に計画を整理した上で、評価方法を適切に検討する必要がある。

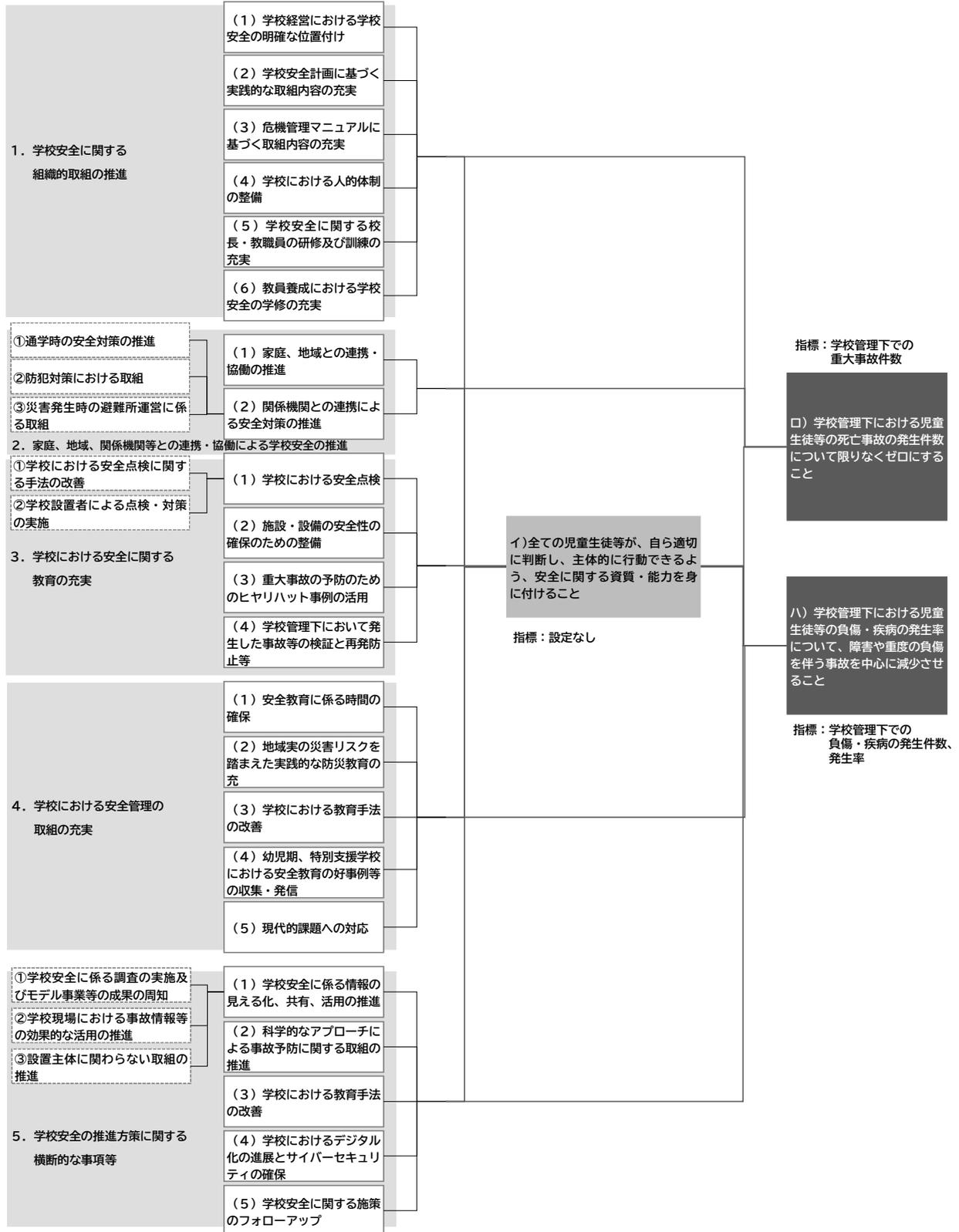
評価は、大項目ごとに評価を行い、中間アウトカムの進捗状況を確認する。その上で、初期アウトカムの達成度合いから、取組の見直しや維持等を検討することが望ましい。

大項目ごとに行われた評価結果を踏まえ、最終アウトカムとの評価を行い、大項目ごとの見直しや維持、強化・推進を検討することが望ましい。

(4) 計画体系の見直し

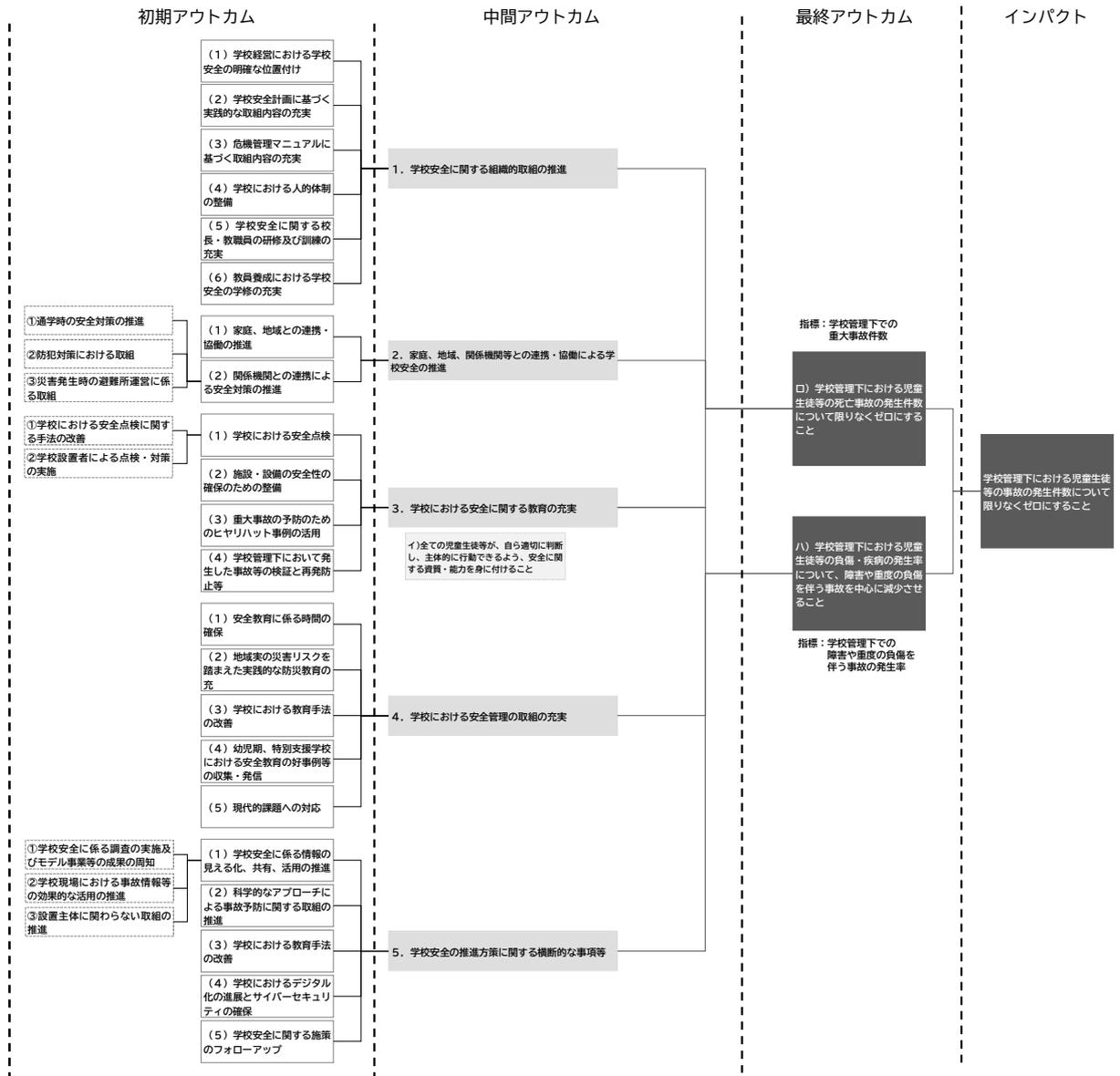
現行計画の体系と(3)を踏まえた新たな計画体系の在り方は次頁、次々頁のとおり。

図表 3-4 現行計画の体系



※線で繋がった右側が結果、左側が原因である

図表 3-5 ロジックモデルの考え方に基づく計画体系の案



2. 第3次学校安全推進計画の主要指標の点検

(1) 主旨

第3次安全推進計画に位置付けられた主要指標について、令和3年度取組状況調査の設問にて設定可能な指標を位置づけつつ指標の点検を行った。

その結果として、次のような課題が挙げられた。

■計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない

令和3年度実績の時点で100%に近いことから、当該指標を100%に近づけることによるこれ以上の政策効果は見込みづらく、目標指標として適当とはいえない。

■複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい

1つの主要指標として整理されていながらも、実際には複数のデータから成り立つ指標である場合、主要指標としての評価がしづらく、主要指標1つに対し、1つのデータによって説明可能なものとするのが望ましい。

■他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい

複数の中項目に重複した主要指標を設定した場合、中項目の取組による主要指標の進捗について、どの中項目の取組による効果か、評価することが難しい。また、中間アウトカムとの関係においても、中間アウトカムの上昇又は低下に与えた中項目あるいは小項目を評価しづらい。

■指標と指標に合致するとされる設問が一致していない

主要指標には、条件設定をされている場合があり、完全に一致するデータが少ない。主要指標の書きぶりを修正することは困難であるため、主要指標に合致する設問文にて、調査（値の把握）を行うことが求められる。

■指標の設定が求められる

指標が設定されていないことから、新たな指標設定が求められる。

(2) 点検結果

点検結果は次頁以降のとおり。

図表 3-6 第3次学校安全推進計画に位置付けられた主要指標と現状値及び課題の整理結果 推進方策1

大項目	中項目	小項目	主要指標	令和3年度実績における設問	課題等
1. 学校安全に関する組織的取組の推進	(1) 学校経営における学校安全の明確な位置付け	-	学校安全を学校経営に位置付けている学校数	学校経営に学校安全を明確に位置付けている学校の割合 96.9%	計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない
		-	学校における校内体制の整備状況（校内安全委員会、学校安全部などの設置）	学校安全を担う校内組織が整備されている学校の割合 86.8%	-
		-	学校評価において、学校安全に関する項目を扱っている学校数	学校評価において、「学校安全」に関する項目を扱っている学校の割合 87.9%	-
	(2) 学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実	-	学校安全計画の策定状況	学校安全計画を策定している学校の割合 97.9%	計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない
		-	各学校の学校安全計画の見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況	学校保健安全法施行規則第28条に基づき、学校施設及び設備の安全点検の実施学校割合 99.8%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない
		-	学校安全計画について定期的に評価・点検し、次の対策につなげている学校数	「学校事故対応に関する指針」について、事故が発生した場合の対応や周知、研修等での活用を行っている学校設置者の割合 82.2%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない
	(3) 危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実	-	危機管理マニュアルの策定状況	危機管理マニュアルを策定している学校の割合 99.1%	計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない
		-	各学校の危機管理マニュアルの見直しに対する学校設置者による定期的な点検・指導の状況	所管している学校等の学校安全計画を点検し、指導・是正している学校設置者の割合 82.7% 所管している学校等の危機管理マニュアルを点検し、指導・是正している学校設置者の割合 83.2%	他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい 複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい
		-	災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）及び学校の立地（浸水想定区域・土砂災害警戒区域・津波災害警戒区域等）に応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況	危機管理マニュアルを作成している学校のうち、危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合 92.7%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい
		-	地域の事故等のリスクに応じた危機管理マニュアルの策定・見直し状況	危機管理マニュアルを策定している学校の割合 99.1% 危機管理マニュアルを作成している学校のうち、危機管理マニュアルの見直しを行った学校の割合 92.7%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい
		-	危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与の状況	危機管理マニュアルの見直しを行った学校のうち、危機管理マニュアルの見直しに有識者が関与している学校の割合 8.2%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない
		-	事故・災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載状況	危機管理マニュアルを作成している学校のうち、BCPが危機管理マニュアルに記載されている学校の割合 29.6%	-
		-	学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の中核となる教員（管理職以外）が位置づけられている学校の割合	学校安全3領域（生活安全・交通安全・災害安全）の中核となる教員（管理職以外）が位置づけられている学校の割合 96.8%	計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない
	(4) 学校における人的体制の整備	-	学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	学校安全の中核を担う教員が学校安全に関する校外研修を受講している学校の割合 49.0% 安全担当教員向けの研修を実施している学校設置者の割合 41.2%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい
		-	校長、学校安全の中核を担う教職員に対する研修の実施状況、実施体制	校長が学校安全に関する校外研修を受講している学校の割合 37.5% 学校安全の中核を担う教員が学校安全に関する校外研修を受講している学校の割合 49.0% 校長向けの研修を実施している学校設置者の割合 30.8% 安全担当教員向けの研修を実施している学校設置者の割合 41.2%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい
	(5) 学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実	-	危機管理マニュアルに基づく教職員の実践的な訓練の実施状況	避難（防災）訓練等を実施している学校の割合 98.8%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい
		-	教員養成機関における、学校安全の取扱状況（学校安全の3領域、正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱い等）	正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因を必修科目で取り扱っている教員養成機関の割合 30.7% 学校安全3領域の取り扱う学校の割合 生活安全 87.4%、交通安全55.3%、災害安全75.7%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい
	(6) 教員養成における学校安全の学修の充実	-	教員養成機関における、AEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）の実施状況	必修科目で一次救命措置「BLS」を実施している学校の割合13.0% （※参考：必修科目でAEDを用いた実習を実施している学校の割合 4.0%）	-

図表 3-7 第3次学校安全推進計画に位置付けられた主要指標と現状値及び課題の整理結果 推進方策2、3

大項目	中項目	小項目	主要指標	令和3年度実績における設問	課題等	
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	(1) 家庭、地域との連携・協働の推進	-	地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んだ学校数	地域学校安全委員会やコミュニティスクール等の仕組みを活用した学校安全に取り組んでいる学校の割合 59.2%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい	
		-	学校安全に関する PTA の参画状況（安全点検、登下校時の見守り活動等）	学校安全に関する活動について、保護者から意見を聞く場を設けている学校の割合 89.6% 保護者や地域住民が安全点検に参画している学校の割合 2.3%		
	(2) 関係機関との連携による安全対策の推進	①通学時の安全対策の推進	市町村通学路交通安全プログラムの策定状況	合同点検の実施方針等を定めた通学路交通安全プログラムを策定している学校設置者の割合 91.3%	-	
		-	各市町村の通学路交通安全の確保に関する推進体制における取組状況	通学路の安全確保のため、関係者による推進体制を構築している学校設置者の割合 96.4%	計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない	
		②防犯対策における取組	-	指標なし	指標の設定が求められる	
-	③災害発生時の避難所運営に係る取組	地域住民の避難受け入れ時の対応について地域の関係機関と協議している学校の割合	地域住民等の避難受け入れ時の対応を協議している学校の割合 51.7%	-		
3. 学校における安全に関する教育の充実	(1) 安全教育に係る時間の確保	-	学校安全計画に位置付けて計画的に行われる、安全教育の指導時間の状況	安全教育を実施している学校の割合 99.9%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい	
		-	-	避難（防災）訓練等を実施している学校の割合 98.8%		
	(2) 地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実	-	実践的な避難訓練の実施（余震の想定、停電時や悪天候の想定など）	避難（防災）訓練等を実施している学校の割合 98.8%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 計画当初から100%に近いため、目標指標として馴染まない 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい	
		-	地域の災害リスクや災害の種類（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等）に応じた安全教育の実施	災害リスクに応じた安全教育を実施している学校の割合 95.7%		
		-	地域住民との協働による防災教育・避難訓練の実施（消防団との連携、避難所設置訓練など）	地域住民との協働による避難訓練を実施している学校の割合 83.0%		
	(3) 学校における教育手法の改善	-	デジタル技術を活用した安全教育の実施状況	安全教育を進めるにあたってデジタル技術を活用している学校の割合 43.4%	-	
	(4) 幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集・発信	-	-	-	指標なし	指標の設定が求められる
	(5) 現代的課題への対応	-	SNSに関する安全教育の実施状況	SNSに関する安全教育を実施している学校の割合 66.3%	他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい	
		-	性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」の実施状況	性犯罪・性暴力防止のための教育に係る安全教育を行っている学校のうち、性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」を実施している学校の割合 28.1%		
		-	SNSに関する安全教育や「生命（いのち）の安全教育」の学校安全計画への位置付け	SNSに関する安全教育を実施している学校の割合 66.3% 性犯罪・性暴力防止のための教育に係る安全教育を行っている学校のうち、性犯罪・性暴力の防止のための「生命（いのち）の安全教育」を実施している学校の割合 28.1%	指標と指標に合致するとされる設問が一致していない 他の主要指標と重複しており、統合又は削除が望ましい	

図表 3-8 第3次学校安全推進計画に位置付けられた主要指標と現状値及び課題の整理結果 推進方策2、3

大項目	中項目	小項目	主要指標	令和3年度実績における設問	課題等
4. 学校における安全管理の取組の充実	(1) 学校における安全点検	①学校における安全点検に関する手法の改善	児童生徒が安全点検に参加する活動を行っている学校数	安全点検を実施している学校のうち、児童生徒等が安全点検に参画している学校の割合 3.1%	—
		②学校設置者による点検・対策の実施	専門的な視点から、学校における具体的な安全点検の方法、体制を構築している学校設置者数	学校の安全点検に関して、専門的な視点を確保するための方法、体制を構築している学校設置者の割合 78.9%	—
	(2) 施設・設備の安全性の確保のための整備	—	学校施設における老朽化対策実施率（公立・国立）	※要確認	—
		—	学校施設における非構造部材の耐震対策実施率（公立・国立）	公立学校における内運動場等の吊り天井等の耐震対策実施率 99.2% 公立学校における屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 52.0%	複数のデータから成り立つ指標であり、1つのデータから成り立つ指標とすることが望ましい
(3) 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用	—	学校施設における構造体の耐震化率（私立）	私立学校施設における構造体の耐震化率93.8%	—	
(4) 学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等	—	—	重大事故の予防のためのヒヤリハット事例に関する校内での定期共有の状況	校内で起きたヒヤリハット事例を共有している学校の割合 94.2%	—
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等	(1) 学校安全に係る情報の見える化、共有、活用の推進	①学校安全に係る調査の実施及びモデル事業等の成果の周知	—	指標なし	指標の設定が求められる
		②学校現場における事故情報等の効果的な活用の推進	—	指標なし	指標の設定が求められる
		③設置主体に関わらない取組の推進	—	指標なし	指標の設定が求められる
	(2) 科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進	—	—	指標なし	指標の設定が求められる
	(3) 学校安全を意識化する機会の設定の推進	—	各学校における、定期的な「安全の日」等の設定状況	「学校安全の日」等の学校安全を意識化する定期的な機会を設けている学校の割合 79.2%	—
	(4) 学校におけるデジタル化の進展とサイバーセキュリティの確保	—	—	指標なし	指標の設定が求められる
(5) 学校安全に関する施策のフォローアップ	—	—	指標なし	指標の設定が求められる	

3. 次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点

「1.」「2.」での整理を踏まえ、次期学校安全推進計画の改訂に向けた論点は次のとおり整理ができる。

■ロジックモデルの考え方の導入と計画の構造化

P D C Aの実行及び実効性の高い計画づくりに向け、ロジックモデルの考え方に基づき、計画を構築することが望ましい。

■適切な指標の設定

ロジックモデルの考え方に基づき、最終アウトカム、中間アウトカム、初期アウトカム並びにK P Iやインプットなどの指標を整理するとともに、適切な調査によって初期値を取得する必要がある。

なお、指標の設定においては、指標を設定してから調査に盛り込む方法と、既存の調査において把握可能な指標を計画の指標として設定する方法があるが、コストを考えると、後者を前提に検討することが望ましい。

■適切な目標値の検討

現行計画では、主要指標はあるものの、その目標値が設定されていない。ゆえに、現状で100%に近い状態の指標などもあり、評価、進行管理上適しているとは言い難い指標も散見される。

次期計画策定に向けては、指標として設定された現状値を適切に把握し、値が上昇することによる政策効果も見据え、適切な目標設定を行うことが求められる。

■評価方法の検討

評価方法については計画策定時点で検討を進めるとともに、見直しの方法やその基準についても、計画の前提として盛り込むことが望ましい。

参考資料

●有識者会議の運営支援

文部科学省が主催する、学校安全の推進に関する有識者会議及び学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループの運営支援（会議出席、資料作成、助言）を行った。

なお、取組事例については、有識者会議及びワーキンググループの議論を通じて作成された「安全点検要領」にも援用されており、取組事例の作成に当たっては、有識者からの助言を得ている。

■学校安全の推進に関する有識者会議

○委員一覧

委員名	所属
大木 聖子	慶應義塾大学環境情報学部准教授
小川 和久	東北工業大学総合教育センター教授
北村 光司	産業技術総合研究所人工知能研究センター主任研究員
木間 東平	東京都葛飾区立柴又小学校長
桐淵 博	公益財団法人日本 AED 財団理事、元さいたま市教育委員会教育長
嵯峨 実允	学校法人藤華学院理事長
神内 聡	兵庫教育大学准教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長
平塚 真一郎	石巻市立青葉中学校長
藤田 大輔	大阪教育大学教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長
渡邊 正樹	東京学芸大学名誉教授

○開催日時（※すべてオンライン開催）

第1回	令和5年6月5日（月）13：00～15：00
第2回	令和5年8月24日（木）10：00～12：00
第3回	令和5年12月22日（金）16：00～18：00
第4回	令和6年2月27日（火）10：00～12：00

■学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ

○委員一覧

委員名	所属
桐淵 博	公益財団法人日本 AED 財団理事、元さいたま市教育委員会教育長
神内 聡	兵庫教育大学准教授
首藤 由紀	株式会社社会安全研究所代表取締役所長
平塚 真一郎	石巻市立青葉中学校長
藤田 大輔	大阪教育大学教授
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長
渡邊 正樹	東京学芸大学名誉教授
藤森 和美	武蔵野大学名誉教授
吉門 直子	高知県土佐市立蓮池小学校長

○開催日時（※すべてオンライン開催）

第1回	令和5年6月23日（金）16：00～18：00
第2回	令和5年8月4日（金）13：00～15：00
第3回	令和5年9月11日（月）15：00～17：00
第4回	令和4年12月11日（月）10：00～12：00

●学校安全計画に係る大学等養成機関への調査 アンケート調査票

令和5年度 文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る調査研究」
教員養成課程に対する取組状況調査

～ご回答にあたっての留意事項～

- ◆ 本調査は、日本教育大学協会の会員大学の皆様に対して、各大学における教員養成課程での取組状況についてお伺いするものです。調査の趣旨及び問い合わせ先などの詳細は別紙の依頼状をご確認ください。
- ◆ アンケートの結果は統計的に処理した上で使用いたします。断りなく個別データを外部に公表したり、本調査の目的以外に使用することはございません。

アンケート調査は、以下の期日までに、**下記の回答URL**からご回答をおねがいたします。

回答期日：令和6年1月26日（金）

※本エクセルファイルにご回答いただいても回収できませんのでご注意ください。

回答URL：<https://questant.jp/q/yousei>

はじめに貴団体の概要等についてお伺いします。

記入方法	
	該当する内容を入力
	右下角の▼印をクリックして表示される[選択肢]から該当するものを選択 誤って選択した場合「DELETE」キーを押すと解除可能
	他の設問の回答状況に応じて入力が必要となる回答欄。回答が必要な場合は、上記のいずれかの色に変化

Q1貴団体名についてお答えください。

名称	
回答欄	大学名

Q2回答者についてお答えください。※内容について照会させていただく場合がございます。

所属（担当課）		役職	
電話番号		メールアドレス	
名前			

1. 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に関するカリキュラムについて

Q3 教員免許法施行規則で定める「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」に該当する授業についてお伺います。

該当する授業の、単位数及び全コマ数について、該当する数値を回答欄に入力してください。

また、その中で学校安全に関する内容を含むコマ数について、該当する数値を回答欄に入力してください。その際、一部でも含むコマがある場合は0.5コマ換算としてください。

※複数の教員養成課程を開講している場合は、1課程あたりのコマ数を回答してください。
 ※単位数は「1種免許状の課程」で回答してください
 ※「学校安全」に関する内容とは学校安全の「3領域(生活安全、交通安全、災害安全)」のいずれかの内容を指します

	回答欄
単位数	
全コマ数	
うち学校安全の内容を含むコマ数	

Q4 「Q3」でご回答いただいた授業について、以下の内容に該当する場合、回答欄に「1」を入力の上、具体的な内容をご記入ください。

	回答欄	(該当する場合) 具体的な内容
学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している		
正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている		
AEDを用いた実習(具体的なAEDの訓練利用)を行っている		
一次救命措置(BLS)に関する内容(具体的な内容の座学や実習等)を含んでいる		
いずれも該当しない		

↑ 該当する場合「1」を選択。具体的な内容を記入

Q5 「Q4」で該当しない内容について、当該内容を導入する上での課題や導入が出来ない理由などがあれば、その内容をご記入ください。

回答欄

2. その他の「学校安全」に関する授業について

Q6	「Q3」でご回答いただいた授業以外で、免許種に関わらず教員免許を取得する場合には「必修」としている「学校安全」に関する授業の有無について、当てはまるものを選んでください。
	◎「学校安全」に関する授業とは、学校安全の「3領域(生活安全、交通安全、災害安全)」のいずれかの内容を含む授業を指します

回答欄	1	教員免許の種別に関わらず「必修」としている「学校安全」に関する授業が ある
	2	教員免許の種別に関わらず「必修」としている「学校安全」に関する授業は ない

Q7	【Q6で1と回答した方のみ】
	「Q6」でご回答いただいた当該授業で取り扱っている3領域について、当てはまるものすべてを選んでください。 (当該授業が複数ある場合、いずれかの授業で該当する場合には「1」を入力してください) また、可能でしたら当該授業のシラバスについてご恵与ください。(問い合わせ先メールアドレスに送付ください)

回答欄	1	生活安全
	2	交通安全
	3	災害安全

Q8	【Q6で1と回答した方のみ】
	「Q6」でご回答いただいた当該授業について、以下の内容に該当する授業があれば選択し、具体的な内容をご記入ください。

	回答欄	(該当する場合) 具体的な内容
学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している		
正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている		
AEDを用いた実習(具体的なAEDの訓練利用)を行っている		
一次救命措置(BLS)に関する内容(具体的な内容の座学や実習等)を含んでいる		
いずれも該当しない		

↑該当する場合「1」を選択。具体的な内容を記入

Q9	「Q8」で該当しない内容について、当該内容を導入する上での課題や導入が出来ない理由などがあれば、その内容をご記入ください。
----	---

回答欄	
-----	--

Q10	<p>「Q3」及び「Q6」でご回答いただいた授業以外で、養護教諭や保健体育など一部の教員免許を取得する場合のみ「必修」もしくは自由選択科目としている「学校安全」に関する授業の有無について、当てはまるものを選んでください。</p> <p>◎「学校安全」に関する授業とは、学校安全の「3領域(生活安全、交通安全、災害安全)」のいずれかの内容を含む授業を指します。</p>
-----	---

回答欄	1	一部で必修もしくは自由選択科目としている「学校安全」に関する授業がある
	2	一部で必修もしくは自由選択科目としている「学校安全」に関する授業はない

Q11	<p>【Q10で1と回答した方のみ】</p> <p>「Q10」でご回答いただいた当該授業で取り扱っている3領域について、当てはまるものすべてを選んでください。 (当該授業が複数ある場合、いずれかの授業で該当する場合には「1」を入力してください)</p> <p>また、可能でしたら当該授業のシラバスについてご恵与ください。(問い合わせ先メールアドレスに送付ください)</p>
-----	---

回答欄	1	生活安全
	2	交通安全
	3	災害安全

Q12	<p>【Q10で1と回答した方のみ】</p> <p>「Q10」でご回答いただいた当該授業について、以下の内容に該当する授業があれば選択し、具体的な内容をご記入ください。</p>
-----	---

	回答欄	(該当する場合) 具体的な内容
学校安全に関する内容について当該分野の専門家を外部講師として招聘している	<input type="checkbox"/>	
正常性バイアスなどの心理的な側面のリスク要因の取扱っている	<input type="checkbox"/>	
AEDを用いた実習(具体的なAEDの訓練利用)を行っている	<input type="checkbox"/>	
一次救命措置(BLS)に関する内容(具体的な内容の座学や実習等)を含んでいる	<input type="checkbox"/>	
いずれも該当しない	<input type="checkbox"/>	

↑該当する場合「1」を選択。具体的な内容を記入

Q13	<p>「Q12」で該当しない内容について、当該内容を導入する上での課題や導入が出来ない理由などがあれば、その内容をご記入ください。</p>
-----	---

回答欄	
-----	--

3.「教職員のための学校安全 e-ラーニング」の認知度、活用状況

Q14	<p>文部科学省では、「教職員のための学校安全e-ラーニング」を作成しております。当該e-ラーニングシステムについて、(ご回答いただいている方は)ご存じでしたでしょうか。</p> <p><教職員のための学校安全e-ラーニング> https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html</p>
-----	--

回答欄	1	知っていた
	2	知らなかった

Q15	<p>「Q14」のシステムについて、「Q3」「Q6」「Q10」でお答えいただいた授業の中で、利用していますか。それぞれ当てはまるものを選択してください。</p>
-----	--

回答欄	1	Q3で回答した授業(※1)で利用したことがある。 (※1)「教職課程コアカリキュラム」における、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」に該当する授業
	2	Q6で回答した授業(※2)で利用した。 (※2)「※1」の授業以外で教員免許の種別に関わらず「必修」としている「学校安全」に関する授業
	3	Q10で回答した授業(※3)で利用した。 (※3)「※1」及び「※2」の授業以外で一部で必修もしくは自由選択科目としている「学校安全」に関する授業
	4	授業では利用していない

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

●学校安全の推進に向けた取組事例集

取組事例集は「学校の安全確保に向けた取組事例集」として整理した。次頁以降のとおり。

学校の安全確保に向けた取組事例集

令和6年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

- 本事例集は、令和5年度7～8月に文部科学省が実施したアンケート調査結果を踏まえ、全国の学校・教育委員会における学校の安全確保に向けた取組事例を紹介するものです。
- 安全点検を中心に、安全教育、教職員向け訓練・研修、その他学校安全の確保に向けた取組を幅広く紹介しています。
- 各事例には「タグ」を付していますので、タグを参考に各取組事例をご覧ください。
- 本事例集を通じて、各学校の安全確保に向けた取組の後押しとなることを期待しています。

視点		具体的な内容	本事例集のタグ	
安全点検	児童生徒の視点を取り入れた安全点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の視点を取り入れた安全点検の実施 ・安全点検の実施と安全教育の一体的な取組 	点検	子供
	安全点検におけるPTAや地域住民の参画・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検におけるPTAの参画 ・安全点検における地域住民との連携、地域住民の参画 		PTA・地域
	専門家との連携による安全点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家との連携による安全点検の実効性の向上 		専門家
	AIやデジタル技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・AIやデジタル技術を活用した学校事故の解析等の実施 ・ICTを活用した効率的な安全点検の実施、教職員の負担軽減 		デジタル
	点検の視点・対象の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭・遊具等を対象とした安全点検の実施 ・児童生徒の特性とそのリスクに応じた安全点検の実施 ・不審者対策を踏まえた安全点検の実施 		視点拡充
	安全点検表の定期的な見直し等によるPDCAサイクルの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検のあり方の定期的な見直し ・ヒヤリハット事例の収集及び関係者への共有 ・ヒヤリハットを生かした安全点検の実施 ・過去の成果物を分析した取組の検証の実施 		PDCA
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他安全点検の実効性や効率性向上への取組 		その他
児童生徒への安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の3領域における、児童生徒への安全教育 		教育	
教職員等への訓練・研修を通じた対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全の3領域における、教職員向けの訓練・研修 		訓練	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他学校安全の確保に向けた全般的な取組 		その他	

【学校の安全点検に関する取組事例】

★：主に該当する視点 ○：関連する視点

頁番号	学校種別	学校名	タイトル	安全点検						子供の安全教育	教職員の訓練	その他安全確保
				子供	PTA・地域	専門家	デジタル	視点拡充	P D C A			
P6	幼稚園	芦屋市立宮川幼稚園	『4つのキケンを探せ!』園児参加型安全点検	★								
P7	小学校	今治市立乃万小学校	児童の視点を取り入れた運動場安全点検	★				○				
P8	中学校	横手市立横手北中学校	避難訓練を通じた生徒による危険箇所の洗い出しなどを生かした安全点検	★	○							
P9	中学校	石巻市立青葉中学校	生徒自ら安全を確保できる力の育成	★							○	○
P10	中学校	白石市立東中学校	実効性のある安全点検の組織的な取組	★	○	○			○	○		○
P11	中学校	大阪教育大学附属池田中学校	生徒との「共創」による学校の安全確保	★			○					
P12	高等学校	島根県立江津工業高等学校	将来の人材育成を見据えた生徒参加型安全点検	★							○	
P13	認定こども園	第一高千穂幼稚園 (宮崎県高千穂町)	安全確保に向けた保護者からの意見収集		★							
P14	小学校	東松島市立赤井小学校	地域と学校の協働で行う安全点検・避難訓練		★							○
P15	小学校	明石市立高丘東小学校	保護者参画の整頓・整理活動		★							○
P16	小学校	伊佐市立山野小学校	学校運営協議会と連携した安全点検		★							
P17	小学校	函館市立中央小学校	専門業者の視点を教職員に還元	○		★			○			
P18	小学校	戸田市立新曽小学校	安全点検表のデジタル化で集計作業等を軽減 (Google フォームの活用)				★					
P19	中学校	秩父市立秩父第一中学校	安全点検のDX化による教職員の負担軽減				★					
P20	小学校	豊岡市立港小学校	不審者侵入防止を視点とした安全点検					★				
P21	幼稚園	旭幼稚園 (東京都練馬区)	映像記録を生かした日常の安全点検等の取組						★			○
P22	小学校	さいたま市立西原小学校	「あんぜんマップ」による危険個所の可視化		○				★	○		
P23	高等学校	さいたま市立大宮北高等学校	校内外の様々な「安全」に関する情報の共有						★			○
P24	特別支援学校	山梨県立やまびこ支援学校	安全点検項目の定期的な見直し					○	★			

事例のタグ。塗りつぶされているタグが該当します。(視点の詳細は1頁参照)

学校名
活動タイトル

学校基本情報

<table border="1"> <tr> <td>点検</td> <td>教育</td> <td>訓練</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>PTA・地域</td> <td>専門家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル</td> <td>視点拡充</td> <td>PDCA</td> <td>その他</td> </tr> </table>	点検	教育	訓練	その他	子供	PTA・地域	専門家		デジタル	視点拡充	PDCA	その他	<p>芦屋市立宮川幼稚園</p> <p>『4つのキケンを探せ!』園児参加型安全点検</p>	<p>6</p> <p>所在地: 兵庫県芦屋市 学校種別: 公立幼稚園 園児数: 28名 教職員数: 8名</p>
点検	教育	訓練	その他											
子供	PTA・地域	専門家												
デジタル	視点拡充	PDCA	その他											
<p>活動の概略</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児が、身近な環境の「キケン」に気づく体験をし、安全意識をはぐくむ。 点検実施前に、点検する上での目の付け所として、身近に潜む「4つのキケン」について、園児に対し説明を行う。 発見した「キケン」はタブレットで撮影し、先生と園児との間で振り返りを実施。身近な「キケン」を回避するためのアイデアを考え合う。 	<p>「4つのキケン」の考え方が、重要かつシンプルで、園児にも理解しやすく、継続して取り組むことが出来ます。</p> <p>大人目線では見過ごしがちなキケンに気付くことができるだけでなく、保護者と園児による家庭での自主的な点検行動も生まれ、幼稚園と家庭の連携による「命を守る防災・安全教育を推進」にもつながっています。</p> <p>園長</p>	<p>活動を通じて得た効果等について、メッセージをいただきました。</p>												
<p>活動内容</p> <p>◎「4つのキケンを探せ!」園児参加型安全点検</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検実施前に、身近に潜む「4つのキケン」について、園児に対し説明を行い、点検する上での目の付け所を伝える。 <ul style="list-style-type: none"> 物が「動いてくる」から危ない。「倒れてくる」から危ない。 「落ちてくる」から危ない。「割れる」から危ない。 園内の生活環境の中で「4つのキケン」を4、5人のグループで探す。各グループ1台のタブレットを配布し、園児が各々交代で、自分で「キケン」と感じた場所をタブレットで写真に撮る。 各グループに先生が引率するが、点検中は、引率の先生は口出しはせず、園児の自主性に任せた記録を心がける。(大人の先入観を与えない工夫) 点検後の振り返りで、園児同士と先生で、写真を見合い「どうしてキケンだと思ったのか」そして「どうすればキケンでなくなるのか」を話し合う。 園児から指摘のあった箇所で、安全である場合には、「どうして安全であるのか」の理由を、振り返りの場において、先生から説明を行う。(点検中に行うことで、園児目線のキケン発見に支障が生じないようにする工夫) 	<p><「4つのキケンを探せ!」取組の様子></p>	<p>提供いただいた活動の様子や資料等を掲載している場合があります。</p>												
	<p>導入・運用時の課題と工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域指定を受けたことが契機となり、PTA・地域の方々からのご理解とご協力を頂けたこと、防災教育学会有識者の安全教育指導等により、導入運用開始が可能となった。「4つのキケン」の考え方が、重要かつシンプルで園児にも理解しやすく、取組としても事前準備負荷も小さいため、取組継続にも支障が生じにくい。 点検中には園児主導で点検が為されることにより、大人目線では大丈夫だろうと思いがちな、キケン箇所の見過ごし防止につながると共に、先生が定期的実施する園内安全点検時の点検目線の精査につながる相乗効果も期待される。 保護者と園児による家庭での実践事例(高所設置物の配置換え等)も生まれる等、幼稚園と家庭の連携による「命を守る防災・安全教育」推進にも寄与している。 	<p>活動の導入及び運用時の課題や工夫を記載しています。</p>												

活動の概略を簡単に整理しています。

具体的な活動の内容を記載しています。